

令和3年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月13日（月）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○町政に対する一般質問	8
3番 小杉修一 議員	8
9番 林豊 議員	12
5番 常山知子 議員	22
12番 内海勝男 議員	28
○町長提出議案の報告及び一括上程	36
○認定第1号から認定第4号の説明	37
○延会について	46
○次会日程の報告	46
○延会	47



9月14日（火）

○開議	52
○議事日程の報告	52
○認定第1号の質疑、討論、採決	52
・認定第1号 令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	58
・認定第2号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決	58
・認定第3号 令和2年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決	59
・認定第4号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	

○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第20号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第21号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第22号 令和3年度皆野町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第23号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第24号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第25号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
○承認第7号の説明、質疑、討論、採決	76
・承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○日程の追加	77
○同意第3号の説明、質疑、採決	77
・同意第3号 教育委員会教育長の任命について	
○教育長挨拶	79
○要望の審査	80
○要望第1号の上程、討論、採決	80
・要望第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の採択について	
○日程の追加	80
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
・発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	82
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	83
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	83
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	83
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	84
○議決事件の字句及び数字等の整理	84
○閉会について	84
○閉会	84

○ 招 集 告 示

皆野町告示第64号

令和3年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月6日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和3年9月13日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	林	豊	10番	大澤	径子	議員
11番	四方田	実	12番	内海	勝男	議員

不応招議員（なし）

令和3年第3回皆野町議会定例会 第1日

令和3年9月13日（月曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

9番 林 豊 議員

5番 常 山 知 子 議員

12番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号 令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について

1、認定第2号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、認定第3号 令和2年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、認定第4号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前8時57分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太	平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮	前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若	林	光	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新	井	達	議員
9番	林	豊	10番	大	澤	径	議員
11番	四方田	実	12番	内	海	勝	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	白石純一	教育長	新井孝彦
総務課長	長島弘	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	若林直樹	福祉課長	橋本賢伸
健康 課長	梅津順子	税務課長	太幡和也
参事兼 産業観光 課長	新井敏文	参事兼 建設課長	宮原宏一
教育次長	三橋博臣	代表監査 委員	吉橋富造

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田 巖
------	------	----	------

◎開会及び開議の宣告

(午前8時57分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより令和3年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（若林光雄議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（若林光雄議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、令和3年第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

菅総裁の突然の辞任で今週17日告示の自民党総裁選挙に向けて、政局は大きく動いています。また、新型コロナウイルス禍の中、57年ぶりに開催の東京オリンピックでは、日本は史上最多の58個のメダルを獲得し、閉幕しました。中でも、寄居町出身の柔道金メダルの新井千鶴選手の活躍が印象に残りました。パラリンピックにおいても、各種目で日本選手が活躍し、9月5日、多様性を尊重し合う共生社会を発信し、閉幕しました。開催には賛否両論がありましたが、世界のアスリートが東京に集い、熱戦を繰り広げ、感動と友情を分かち合い、すばらしい平和の祭典となりました。

ここに来て、新型コロナウイルス感染は、減少傾向になりましたが、重症病床の逼迫が改善されず、緊急事態宣言も今月末まで延長されました。秩父地域も感染者の増加が進みましたが、当町、皆野町は現時点では県下60市町で最少の感染者数となっています。町の新型コロナワクチン接種は、秩父地域1市4町一体で取り組む秩父方式を進めております。65歳以上の高齢者の接種率は約90%で、これは希望者全員であると思われます。

なお、12歳以上の接種率は50%であり、引き続き安全、確実なワクチン接種を進めていきます。

このような新型コロナウイルス禍にもかかわらず、道の駅みななの直売所の令和2年度の売上げが4億6,637万円で、開店以来の最高額を記録しました。これは、野菜や加工品を中心に1日平均128万円を売り上げたこととなります。交通事故死亡ゼロ日が連続11年、4,000日に近づいています。この数字は、生まれた子が小学5年生になる期間です。また、皆野中学3年生の河村怜音君が柔道県大会で優勝し、全国大会に出場するなど、明るい話題も数多くありました。今年も秩父音頭まつりをはじめ、各地の夏祭りや慶寿の祝い、みんなの皆野ふれあいまつりなどが中止になりました。このため、新型コロナの早い収束を願い、元

気で頑張ろう皆野町、笑顔をつなぐ花火リレーとして、10月下旬に町内6か所で花火を打ち上げますので、お楽しみください。

本定例会におきましては、令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定及び3特別会計歳入歳出決算認定をお願いします。決算審査意見書においては、吉橋富造代表監査委員、内海勝男監査委員からは、法令に準拠して作成され、正確であり、執行も適当なものと認められる、町財政の健全性においても引き続き健全財政に努められたい旨の審査意見をいただいております。今後においても健全財政に裏打ちされた住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野づくりに取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、12件であります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 大澤金作議員

8番 新井達男議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（若林光雄議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの4日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

6月28日、長瀬町役場で開催の令和3年度秩父地域議長会定期総会に、6月29日、秩父地域地場産業振興センターで開催の一般財団法人秩父地域地場産業振興センター評議員会に、また30日、東秩父村役場で開催の秩父町村議員クラブ役員代表者会議に出席いたしました。

月が変わりまして、7月20日、埼玉県県民健康センターで開催の令和2年度埼玉県町村議会議長会決算監査に、28日、秩父地方庁舎で開催の三議連第2回役員会に出席をいたしました。

月が変わりまして、8月4日、長瀬町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に出席をいたしました。次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

令和3年7月9日、秩父クリーンセンターにおいて全員協議会が開催され、林豊議員とともに出席をいたしました。

議事は報告として2点。令和3年第2回定例会管理者提出議案の概要について、2つ目、水道広域化基本構想、基本計画及び経営戦略の時点修正についてでありました。

議会運営として、議会改革調査研究特別委員会の中間報告、また一般質問の説明がありました。

続いて、令和3年7月16日、秩父市議会議場において第2回定例会が開かれ、林豊議員とともに出席をいたしました。

管理者提出議案は3件で、1つ、令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、2つ目、令和3年度秩父広域市町村圏組合の水道事業会計補正予算（第1号）、3つ目として財産取得についてでありました。この財産取得については、秩父消防署東分署に配備されるポンプ自動車が配備されました。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いします。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 皆野・長瀬下水道組合については、今回報告事項はありません。

○議長（若林光雄議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（若林光雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 執行部側からの行政報告はございません。

○議長（若林光雄議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前10時30分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町政に対する一般質問

○議長（若林光雄議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） おはようございます。3番、小杉修一です。新型コロナ感染の第5波がまだまだ続いております。医療関係者の皆様には、ずっと大変ご尽力をいただき、感謝申し上げます。

そんな中で、先月は世界のイベント、パラリンピックの開会式でブルーインパルスが5機飛ばされ、東京の人たちが見られました。同時に、世界はアフガニスタンの大危機を迎え、救援機を何機も飛ばしました。その後、日本は大変遅れて自衛隊機を1機飛ばしましたが、時遅く救援を果たすことができませんでした。

菅総理が原稿を読まずに引退の弁を述べました。ずっと低迷していた東京株式市場が即座に反応して、連日大高騰いたしました。株式市場は、世界の英知、先見性で形成されています。その退陣による復権と日本経済を大変評価したようであります。

いずれにいたしましても、早くコロナが終息し、社会が戻り、そのとき抑圧されていた子供たちが上野動物園でかわいい双子のパンダちゃんに大喜びする日が待たれるものであります。それでは、よろしく願いいたします。

質問の1項目は、豪雨等の避難対策についてであります。今夏も九州、西日本地域で数十年にあるかないかなどという豪雨が発生し、隣の長野県でも土石流による人命を伴う被害が出てしまいました。梅雨のときにも熱海で大規模な土石流がありました。テレビ中継でこのようなことは初めてだと住民の皆さんが言われますが、もはやどこで起こるのか分からなくなっています。当町にもハザードマップができていますが、台風の時期でもあり、対策はいかがですか。

また、避難対応についてお聞かせください。

質問の2項目、コロナ対策についてお伺いいたします。

①、新型コロナ接種のライン受付が8月になり停止されてしまいました。ようやくうまく予約ができるようになりかけたのに、希望する方が困っています。じっと待ちわびていた人たちをぜひ助けてあげてもらいたいので、対策をお願いいたします。見通しをよろしくをお願いいたします。

②といたしまして、それから患者さんの急増が自宅療養をやむなくさせる場面が考えられますが、例のパルスオキシメーターを町が少し準備して貸与できるようにしておいてもらえたらいいのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づき答弁をいたします。

1番、豪雨等の避難対策について、基本的な考え方についてお答えします。近年は、地球温暖化による線状降水帯などにより、予想外の災害が発生する場合がありますが、避難を要する自然災害は地震、台風、大雨、大雪等による災害が想定されますが、この中で特に予測が可能なものは台風、大雨、大雪であります。今話題の気象予報は、大変精度も高く、信頼できるものであります。このため、気象庁の土砂災害警報の発令が予想される場合には、災害対策本部を設置し、警戒に当たっています。

埼玉県の地形は、秩父山系の北西部と利根川、荒川水系の中央部や南東部に大別されます。中央部や南東部の多くの市町村は、河床の高さと変わらないか低い地形が多くありますが、皆野町の地形は荒川、赤平川、日野沢川、三沢川等は住宅地よりかなり低い位置にありますので、大浜地区の一部、金崎、国神、大淵地区の一部の数が浸水の懸念はありますが、その他町内の多くの地域では洪水による住宅内への浸水による命に関わるような災害発生は極めて少ないと思われまます。

当町は、山間地が多くを占めることから、土砂崩れの危険が心配されますが、発生箇所等の予測は大変困難であります。状況に応じて早めの避難を要する場合があります。台風等による災害対策は、その台風等の勢力や進路に応じて迅速かつ的確に、また避難による危険の回避を含めて柔軟に対応してまいります。

2番、コロナ対策についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症対策の決め手とも言うべきワクチン接種につきましては、1市4町が連携した接種場所を選択できる秩父方式の下、順調に進んでいます。これも医師会と行政の連携のあかしであります。引き続き、チーム役場の下、ワクチン接種に取り組んでまいります。

1番、避難対策について、2番、コロナ対策については、より詳しく具体的な担当課長から答弁をいたさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんから通告のありました質問事項1の豪雨等の避難対応についてお答えいたします。

近年、気候変動などにより豪雨が度々発生し、水害リスクが高まっています。こうした中で、町は昨年9月にコロナ感染予防を反映した住民向けの避難行動マニュアルを毎戸に配付いたしました。また、本年7月には洪水ハザードマップを毎戸配付し、地震、土砂災害と併せて町民の皆さんの豪雨等の避難対策に

関する啓発を進めてまいりました。高齢者避難、避難指示の発令につきましては、防災行政無線での放送、安心・安全メールでの送信、町のホームページに掲載等を行うとともに、自主防災組織、行政区長と連携し、町民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

豪雨等の際の町職員の体制につきましては、各種警報発令時及び台風が接近し、被害の発生が予想される場合等の第1段階である待機体制から次の警戒体制、緊急体制、そして非常体制と順を追って、災害活動に従事するよう、職員初動マニュアルの周知徹底を図っております。職員は、災害対応担当と避難所開設運営担当と2系統での体制となりますが、先月28日の土曜日に3密を避け、コロナ感染予防を図りながらも迅速に開設することを目的として、三沢小、皆野小、長生荘の3か所の避難所開設訓練を実施しました。反省点、運営面を含め課題等を検証し、実際の避難所の開設のときに生かしたいと考えております。

なお、議会からの提言もあり、昨年度から取組を開始した行政区の公会堂等を活用した地域避難所については、自主防災組織及び行政区の協力の下、昨年度にエアコン整備、防災倉庫設置及び備品の配置、今年度は停電に対応できるよう発電機等を配置するなど、ハード面での整備を行いました。

地域避難所の開設、運営は、行政区または自主防災組織を想定しておりますが、それぞれの地域避難所の事情も異なることから、必要な支援の把握に努め、連携、対応してまいりたいと考えております。

今後におきましても、自らの命は自らが守るを基本として在宅避難をはじめ、いざというときにどのような避難行動を取るべきかよりよいシステムの構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

〔健康こども課長 梅津順子登壇〕

○健康こども課長（梅津順子） 3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項2、コロナ対策についてお答えいたします。

新型コロナワクチン接種の予約につきましては、予約が混み合い、大変ご迷惑をおかけしております。まず、1点目の新型コロナワクチン接種のライン受付が8月になって停止した件と及び今後の見通しについてお答えいたします。ワクチン接種の予約につきましては、現在もラインとコールセンターで行っております。ラインは24時間、コールセンターは平日の8時30分から5時15分まで対応しております。予約枠につきましては、65歳以上の高齢者が対象のときはコールセンターとラインを1対1の割合で設定しておりましたが、64歳以下が対象となつてからはライン枠を5倍に増やして対応しております。64歳以下の受付につきましては、7月29日から基礎疾患のある方の先行予約を開始し、30日からは高齢者や障害者施設の従事者等の受付を前倒しで行いました。その後、新型コロナの若い世代への急激な感染拡大の現状から予定を変更し、8月3日から60歳以上、8月5日から40歳以上、8月12日から12歳以上と年齢を大幅に拡大して進めております。また、千葉県で新型コロナに感染し、自宅療養中の妊婦が自宅で出産し、新生児が死亡した事案を受け、妊婦とその夫やパートナーについても明日から秩父保健センターを会場に優先接種を実施する予定でございます。

また、8月に入り、秩父地域においても10代以下の感染者が増えてきたことを受け、9月9日からは小、中、高校生を対象に専用の予約枠を追加いたしました。予約枠は、全て埋まると一旦受付を終了いたしました。翌週には再開いたしております。接種枠数に限りがあるため、全員が接種できるまでには時間を要する状況となっておりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今後の見通しですが、9月10日現在の当町の12歳以上の1回目の接種率は63%、2回目は50.4%

でございます。試算上では10月中旬までに7割以上の方が1回目の接種を終了し、11月末までには75%の方が2回目の接種を完了する予定でございます。

続きまして、2点目の自宅療養者に対するパルスオキシメーターの貸与についてお答えいたします。自宅療養している方が症状の悪化を知る方法として、パルスオキシメーターは血液に含まれる酸素量を簡単に測定でき、肺が正常に機能しているかどうか知る目安となります。埼玉県では、県庁が一括管理し、自宅療養者にパルスオキシメーターを貸与しております。具体的には県の担当課が陽性判明日に対象の方へ郵送しております。郵送であるため、二、三日はかかりますが、早めに健康観察が必要と判断したときには保健所が直接お渡ししているということです。そのため、現時点では町がパルスオキシメーターを貸与することは考えておりませんが、いただいたご提案につきましては今後の事業推進の参考とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 少し再質問させていただきます。

町長の答弁にもありましたように、確かに洪水となるとその危険があるところは、割かし当町においては少ないというところなのでしょうけれども、少ないから、そこの方には徹底して周知していただいて、そこを万が一のときは何とかできるかなと、あっちこちではまた大変ですけれども、逆に少ないのですから、そこをうまくこなしてもらおうということで、分かりました。

それで、先月各公会堂の、各公会堂ではないですか、小学校、三沢小、皆野小と国神で3か所で実施に基づいた点検訓練ですか、やられたようですけれども、何か気づいた点が出てきたりして、今後の参考にといいところだったようですけれども、実際地区の住民の方には参加していただいたのでしょうか。どんな感じで行われましたか。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

28日に行いました避難所開設訓練は、町職員、先ほど2系統での対応ということを申し上げましたが、町民生活課、福祉課、健康こども課、教育委員会事務局のほうで避難所の開設の担当の系統となります。その中で3か所に分配していただきまして、開設していただいたわけですが、住民の方につきましてはコロナ禍ということもありまして、参加はいただきませんでした。その代わり課長職全員出席しまして、そこにおいて評価のような形で課題を見つけたりなんだりをいたしました。

まず、多く考えられますのがこのコロナ禍にありまして、どのように密集を避けながらやるかということで、パーティションというものを組み立てたのですが、その中で迅速にやる方法ですとか、あるいは受付時の混雑をどうするかという課題が見つかりまして、そういうことを次の実際の運営に活かしてまいりたいと思っております。

また、備品等の確認等も行いまして、一部薬品なども使用期限が迫っているものなどもありましたので、そういう補充も併せて行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 分かりました。実際のところ、土砂災害というのは大雨が降ると心配されるわけで、それに対してはまた避難というものがあるわけで、そうすると今言った3か所のほかに結局は近隣の

公会堂がかなり避難所になったりもするかなというところですけども、昨年来各公会堂にいい具合にエアコンがほとんど取り付けられたというところですので、今年の夏はそういったところがこれで、もうちょっと台風の時期の中にあるわけですけども、難なくそれでその辺をうまく活用していただいて、先ほどの訓練の点検の成果がうまくいくといいかなというところで聞かせていただきました。分かりました。

2番目のワクチンの件でありますけれども、ラインのほう大分第2回目から以降は増やしていただいて、1対1からラインを5倍に増やしていただいたみたいですけども、それでもラインがパンクというか、やっぱりラインに殺到する、これがだからこれからのそういう時代になっているかなという違う一面も確認できるところですけども、機械が動いてくれて、そっちは24時間、それでも結構間に合わないってまた一つの参考になるわけですけども、何とか頑張っていていただいて、若い世代によろしく、若い世代の人先月あたりからの渋谷の行列を見ると、若い人たちがあんなにやっぱりコロナに対して打ちたかったのだというものがあるわけで、それはどこに行っても同じわけなので、その人たちの期待に応えられるようにぜひよろしくやっていってほしいと思います。

パルスオキシメーターに関しましては、県が準備して、もしそのような人が出たら郵送でと言われましたけれども、そこスムーズに流れてもらって、県も考えてくれている部分があるのだなというところが認識できました。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 次に、9番、林豊議員の質問を許します。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。コロナがなかなか収まらずに新しい株がいろいろ出てきたりして、収まったかと思えばまたふり返すというような形で、ワクチンの接種も随分進んできてはいるのですが、逆に2回接種した方から死亡者が出たりと、大変難しい世の中になったなと。恐らくこの状況が少なくとも二、三年は続きそうな気配があって、果たして本当どうなってしまうのだろうかと思いつつ、ワクチンもそれなりにしていれば何とか年末ぐらいまでには打てるのかなと思ったところ、何かエアポケットのように8月の頭、私自身は7月の30日に電話で予約しようかなと思つたらすっかり忘れてしまいました、これではいつになるか分からねえよって役場に来たら、8月3日に今したらすぐできるよというので電話したら、あれほど60歳以上のおふくろなんかのときに200回も電話してつながらなかったのが一発でつながってしまいました、最短でという相手先の話から、9月かななんて思つたら最短で5日にはできますよなんて言うので、え、5日ってあさってだけれども、大丈夫って言つたら、びっくりしたことに私自身は8月中に、それこそ3日にアクション起こして、本当に驚くような感じで2回目まで終わってしまったのですが、ところが実際には今小杉議員の質問の中にもあったように、重篤な基礎疾患を持っている、例えば血液のあれをやっているながら、まだ予約も取れていないという人も30代、40代でいるので、何としたことなのだろうかと思いつつ、恐ろしいなという中でいろんなことがありますけれども、音頭まつりも、あっちこっちへ飛びますが、前議会のときに音頭まつりの件を質問して、いろいろ町長からの思いなんかもあったのですが、この8月中には皆さんの中にも気がついた人がいるかと思いますが、8月上旬の

1週間、それから土日にわたって美の山のほうで週末、夜ですね、花火と、それから櫓を組んでの秩父音頭のお祭り、ミニだというふうに言っていますが、実際にやって、かなり好評でお客さんも集めたようです。いろんなことがありますけれども、ああ、あれこそが本当のこれからの音頭まつりに近いものなのだろうななどと思いつつ、いろいろなことについて考える中、通告に基づきまして3点質問したいと思つます。

まず1点目は、先ほど全協で説明をいただきましたサテライトオフィスについての内容でございます。一応具体的にということで質問要旨を通告しておいたのですが、全協の中である程度の概要が見えてきました。要するに国のほうの補助金を主に使用して、町で持っている、また町内にある施設を改装して、それでもって町外もしくは県外といいますか、町内のオフィスに来てもらうというのがざっくりとした内容なのかなというふうに思ったわけですが、それにしても受け入れられる企業数が思ったほど多くないこと、それから国からのお金とはいえ7,000万円近くのお金が出ること、これはこのコロナ禍で、しかも国のほうの施策から見まして、コロナ禍の中で、いわゆるテレワーク、在宅勤務といいますか、人流を抑えるためにということでいろいろ去年の秋ぐらいから言われ始めたのですけれども、実際にそういったことがなかなか進まない中で地方の焦りが出てきたような感じの施策かなというふうに感じてしまったところです。そんな中で、それぞれの地方にサテライトオフィスを造れというような形で、金は出すよというような施策なのかなと思つましたが、全くそんな感じで、実際に町の見通しとしてどんなのかな、先ほど全協の中でもありましたけれども、改めて本会議の中でお答えいただければいいかなと思つております。

これも実は民間のほうでも宿泊施設等、いわゆるワーケーションというような合い言葉をもって自分の、いわゆる客室をオフィス化して貸し出すような事柄というのは、もちろん首都圏にはかなりありますし、近隣でも幾つか出てきておるようでもあります。そこについては、本当にそんなに大きなお金をかけなくても実際に動いています。ところが、今回皆野町の町の事業だからということもあるのかもしれませんが、とにかく総額において7,000万円、9,000万円といった大きなお金を出して効果が同じか、それ以上といつても限度のようなものをやるのにどこまで意味があるのかなということを非常に疑問に思つますので、その点を払拭できるような答弁を期待したいと思つます。

1点目、サテライトオフィスの設置について、またその効果についてどの程度のことを考え、実施していくつもりなのか、お答えをお願いいたします。

2点目、この春から皆野においては地域おこし協力隊2人増員しまして、全部で4名ということになったのですか。この4名の方の活動状況、5月の末でしたか、報告みたいなのがあってからですから、まだそれほどたっていないといえなかったのですが、私の承知するところだと、奥村さんが5月でしたか、下旬に美の山で80台の車を集めたイベントを行ったと、また松藤さんについてはよくフェイスブック等で出てくるのですが、この6月からキャンプのスペースを開業した元のムクゲ公園ですか、それから美の山のほうではワーケーションということで、森の中というようなことの協力に随分行っているようです。

また、これテレビでも出たのですが、駐車場内にキャンピングカーを設置して、そこへ誘客するというような、ただこれについては逆に松藤さんが居住している日野沢地区でも、これ10年近く前から満願の湯の近辺で同じようなことをやっているにもかかわらず、そちらのほうは全く触れられなかったもので、何か少し残念な気もしました。そういったような活動が表に出てきています。その他、どんなことをやって、またどの程度の経費が生じているのか、教えていただきたいと思つます。

また、逆に、ちょっと読みにくいので、見させてもらいます。女性2人のベイセンバイ・ゼレさん、それからタペノワ・グルデンさんですか、このお二人の女性の方随分町内にはいるようなのですが、どんな事業に携わっているのかというのが逆にあまり、これは自分のいろんな情報のずれなのかもしれませんが、伝わってきておりませんので、その内容と、それから経費はどれぐらいかかっているのか。

また、彼女らについてはもともと県立高校である皆野高校の魅力発見というのちょっとずれている感じもしますので、幾つか別のといいますか、関連の事業にこんなことがあるのではないかなという提案もしたいと思っていますので、活動状況等を教えていただければありがたいと思います。

3つ目、前の議会のときに町長にこれ道の駅についてお尋ねをちょっとしたのですが、その後どうなったか。内容につきましては、道の駅というのは本来的にいえばトイレと、それから地域の情報発信というのが主であって、いわゆる店舗、販売部分の部分というのは道の駅の事業とは直接的にはつながっていないはずなのですが、前回言ったのは肝腎の情報発信の部分が店舗の部分と完全に分けられてしまっていて、照明なんかも暗くなっていて、何か本来的な情報発信等ができないような状況ではないかというようなことを質問しました。そうしましたところ、答弁の中では店舗から、いわゆる店舗のほうの万引き防止でやっているのだというようなお答えいただきました。それはなるほど、そうだなというようなことで私も思ったのですが、実態見てみますと店舗の構造的な問題と、それから道の駅の構造的な問題もありますし、その辺の改良といいますか、改善を町として申入れをしたのか、またする気があったのか、また逆にJAが運営しているお店なのですが、そちらのほうでもそれについて改善するという意識があるのか、分かればお聞きしたいと思います。

実際に見てみるとそんなにお金もかからずに簡単にできることなどもあるにもかかわらず、6月議会から数えても3か月弱たっているにもかかわらず、改善がほとんど見られていないので、町長におかれましては毎議会ごとに冒頭の挨拶の中で売上げ幾らと言うわけですけども、売上げが幾らあってもJAの部分についてはかなりの部分が皆野のほうに税金として入らないものもありますので、それよりも、それはもちろんお客さんいっぱい来たほうがいいのだけれども、情報発信の部分、これこそが道の駅の本来の目的なわけですから、それをきちんとやってもらうこと。トイレにしても下水、それらにしても皆野町はJAに対して随分便宜を図っていますから、きちんとやるべきことは言っていたきたいなと思っていますので、その辺の実態と、それから6月以降の町の対応について教えていただきたいと思います。

以上3点、冒頭の質問としてよろしくお願いたします。

○議長（若林光雄議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 9番、林議員の一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番、サテライトオフィスについてどのように考えているかとの質問にお答えをいたします。デジタル化の時代になり、会社外での勤務が可能となり、従来の会社、職場に毎日勤務し、仕事するという勤務体系が変化しました。特に都市地域の職場では、郊外の自然豊かな山間地域での仕事場が求められています。また、新型コロナ禍や働き方改革などにより、郊外型の職場の人气が高まっています。

このような背景により、政府でも地方創生テレワーク交付金として4分の3という高い率で助成をするものです。事業内容は、全員協議会で説明のとおり、水と緑のふれあい館と民間の二ノ宮製作所本社大洲工場2階をお借りし、整備をするものです。二ノ宮社長様には、本事業の趣旨を十分理解をいただき、快くご協力をいただき、深く感謝をしております。また、町内にこのような仕事場ができることは、町の産

業の活性化と皆野町への移住にもつながるもので期待をしております。何もせず人口減少と産業の停滞を見ているわけにはまいりません。人口減少の低減化とコロナ禍の中で産業の多様化への施策として、国庫補助を活用し、取り組んでいくものです。

3番、道の駅掲示室の扱いについて申し上げます。情報館である掲示室の改善について、JAちちぶに申入れをしたかとの質問ですが、まず道の駅の設置要件について申し上げます。道の駅は、町が道の駅登録を国土交通省に申請し、登録、認可されたものです。道の駅の設置要件は、24時間オープンの駐車場、トイレ、情報館の3施設が必須の要件となります。この情報館は、観光情報、道路情報、地域の情報を提供しています。道の駅みなのを構成する3施設は、町はJAちちぶから使用貸借関係を締結し、町議会の議決を経て、指定管理者としてJAちちぶが管理、運営しているものであります。直売所では、JAちちぶが所有し、運営をしているものです。直売所、情報館の改修工事を必要としたのは、ATMの設置と直売所の出荷者も増え、販売品も増加したため、狭くなった売場面積を広くする必要が生じたためであります。あわせて、買物誘導線を出口、入り口、各1か所の一方通行に単純化し、買物客は全てレジを通過するようにして出荷者の販売収入の確保を図ったものであります。以上、道の駅の形態は申し上げましたが、情報館は現在の状態で全く問題も不都合もありません。

なお、店長に改修工事による来客者等から苦情や不都合などがあるかお聞きしましたら、そのようなことは全くないとのことでした。以前より売場は広々として、気持ちよく買物ができるようになったとの声があったとのことでした。

1番、サテライトオフィス設置の具体的な内容とその効果について、2番、地域おこし協力隊の活動については、担当課長から答弁いただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 9番、林豊議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

質問事項1、サテライトオフィス設置の具体的な内容とその効果についてですが、現在取り組んでおりますサテライトオフィス整備事業は、2つの事業から成り立っております。1つは、日野沢地内にあります旧水と緑のふれあい館を活用いたしまして、宿泊機能付きのサテライトオフィスとして整備いたします。日野沢地区の豊かな自然や日帰り温泉施設満願の湯が隣接する立地を生かし、コロナ禍において在宅、テレワークに疲れた人々や、ワーケーション目的で訪れるテレワーク可能なIT企業などをターゲットとしております。もう一つは、民間の工場を活用いたしまして、物づくりの工房を併設したサテライトオフィスを整備いたします。具体的には、大洲区内にあります株式会社二ノ宮製作所の本社工場の2階の半分を改修いたします。3Dプリンターなどをはじめとするデジタル工作機器、設備が手軽に利用できるラボコワーキングスペースとレンタルアトリエとして整備をいたします。製造業におけるアイデア創出や試作品の製作、自前でデジタル機器をそろえることができないスタートアップ企業などの利用を想定しております。

サテライトオフィスを整備し、運営するのは秩父市大野原のオフィスプラス株式会社になります。オフィスプラス株式会社に決定した過程ですが、国の地方創生テレワーク交付金が創設されたことに伴い、令和3年1月にオフィスプラス株式会社から旧水と緑のふれあい館等を活用した事業提案があり、提案内容を精査した結果、交付金の申請を行い、補助率の高い高水準タイプの決定を受けております。国庫補助金申請時点での総事業費は9,023万8,000円で、このうち国庫補助対象額が7,199万円、町に交付されます国

庫補助金は補助率が4分の3で5,399万2,000円、町の負担額は4分の1の1,799万8,000円となります。補助対象外経費の1,824万8,000円は、オフィスプラス株式会社が負担いたします。

事業の進捗状況ですが、8月中に旧水と緑のふれあい館及び株式会社二ノ宮製作所の工場に係る賃貸借契約をそれぞれ締結し、準備が整い次第順次改修工事を実施してまいります。現時点での工事完了見込みは、本年12月末を予定しております。

なお、施設の整備と併せまして、サテライトオフィスのプロモーションやビジネスマッチング等を推進し、利用者の確保に取り組んでまいります。

事業の効果についてですが、サテライトオフィスの利用を通じて町の雰囲気や労働環境を体験することができ、結果的に企業誘致や移住を推進することを目的としております。

次に、質問事項2、地域おこし協力隊の活動と経費についてのうち、移住支援担当の2名についてお答えいたします。4月から7月までの4か月間の実績を報告させていただきます。最初に、松藤隊員の活動状況ですが、4月の活動日数21日、うち町内での活動日数21日、5月の活動日数16日、うち町内での活動日数14日、6月の活動日数19日、うち町内での活動日数17日、7月の活動日数19日、うち町内での活動日数17日、活動日数の合計は75日、うち町内での活動日数は69日となっています。活動に係る経費の状況ですが、4月が19万8,251円、5月が12万8,252円、6月が20万3,198円、7月が24万2,251円、合計で77万1,952円となっています。経費の主なものは家賃、自動車等の燃料費、光熱水費、活動に必要な草刈り機や工具等の購入費になります。

次に、奥村隊員の活動状況ですが、4月の活動日数21日、うち町内での活動日数15日、5月の活動日数17日、うち町内での活動日数10日、6月の活動日数22日、うち町内での活動日数12日、7月の活動日数13日、うち町内での活動日数8日、活動日数の合計は73日、うち町内での活動日数は45日となっています。活動に係る経費の状況ですが、4月が9万9,116円、5月が4万1,702円、6月が9万7,509円、7月が7万8,678円、合計で31万7,005円となっています。経費の主なものは家賃、自動車の燃料費、イベント開催費用、活動に係る交通費になります。

松藤隊員の活動目標は、月額定額制のキャンプ場を作り、そこを入り口に人々の交流、移住を促進することです。現在は、候補地の確保に向けて地域の人々の理解と協力を得るための活動に取り組んでおります。奥村隊員の活動目標は、趣味の車を通じて同じ趣味を持つ人々が集まれるガレッジカフェを作り、2拠点生活の提案などから、移住定住を促進することです。去る6月13日には、いこいの村ヘリテイジ美の山を会場として、82台の車が参加したイベントを開催しております。今後も地域おこし協力隊員と連携し、それぞれの目標達成に向けて取り組むことにより、地域の活性化や移住促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　　みらい創造課長。

〔みらい創造課長　黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則）　　9番、林豊議員さんから通告のありました質問事項2、地域おこし協力隊の活動と経費についてのうち、高校魅力化担当の2名についてお答えをいたします。

4月から7月までの実績を報告させていただきます。まず、在町した日数、活動した日数でございます。ゼレ隊員、在町した日数4か月で122日、活動を行いました日数が81日でございます。グルデン隊員につきましては、在町した日数74日、活動した日数が50日でございます。

なお、グルデン隊員につきましては、都合によりまして約1か月半カザフスタンに帰国していたことから、ゼレ隊員より少ない日数となっております。

次に、活動経費でございます。ゼレ隊員、4月分5万6,862円、5月分5万6,992円、6月分5万6,800円、7月分6万2,151円、合計で23万2,805円でございます。

続きまして、グルデン隊員、4月分6万4,627円、5月分5万5,702円、6月分ゼロ、7月分11万2,063円、合計で23万2,392円でございます。活動経費については、主に家賃、光熱水費でございます。

次に、主な活動内容でございます。4月に小鹿野町地域おこし協力隊との連携によりまして、皆野町文化会館において異文化理解を目的とした講座を開催しております。また、同連携によりまして、6月にもオンラインでロシア語、カザフ語講座を実施いたしました。5月、区長、議員等の皆様への活動報告会を実施しております。また、同じく5月、「テレ玉マチコミちちぶだより」に出演をし、地域おこし協力隊としての活動や皆野町のPRを実施しております。7月に入りまして、皆野高校に異文化理解を目的といたしました課外活動クラブを立ち上げております。同じく7月、早稲田大学との連携により、タイのパンヤピワット経営大学附属の中高校生との英語によるオンライン交流会を開催し、皆野高校生のほか皆野中学生、早稲田大学が参加をしております。

このほか、皆野高校の1年生から3年生までの英語授業、2年生のマーケティング授業に参加をしております。また、皆野高校における取組が進む中、次のステップとしてその取組を多くの町民、特に中学生に伝えることが進学率向上の観点からも重要な課題の一つであると考えております。

9月下旬から秩父圏域1市4町と県立4高校の連携によりまして、ちちぶ定住自立圏の予算を活用したちちぶエフエムによる高校紹介番組をスタートいたします。中学生に確実に聞いていただけるよう給食時間、お昼休みの時間帯に放送することとし、秩父圏域内の全中学校において校内放送で流していただく予定です。皆野高校からは、既にゼレ隊員、グルデン隊員の番組参加について要請を受けております。

両隊員には今後も皆野高校とよく連携し、町民や関係機関を巻き込みながら取組を発展させていくことを期待しております。また、町としてはそれら取組を支援できるよう十分な意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） まずそれでは、サテライトオフィスに関しての答弁に対して再質問させていただきたいと思いますが、サテライトオフィスは恐らくコロナ禍の中でテレワークが進まれ、要請の中で随分強力に出てきたものであるなというふうに考えています。ただ、実態として私いろんなところに調べますと、実際のテレワークというのは一旦ちょっと7割前後まで進んだようではありますが、その後非常にしぼんでしまっていると、それも自宅と会社というのが多い。それらもやはり企業の規模や企業の内容によって随分変わってきているのが実態のようです。ですから、旗振りをした政府としてはそれが進まないの、こういった事業を立ち上げて、地方の自治体にその促進を意図したものかなというふうにこの補助金思いますけれども、実態としてなかなかどうしてもやりたいのだけれども、場所がないよという企業とか、そういったものがどれぐらいあるのかというのは本当に未知数ですし、今回の皆野において行う部分についても、先ほどの全協の中では需要はあるというふうな言い方はしてはいたけれども、実際にどうなのかというと郡内に1つというような内容です。

また、大きなお金をかけた割には実際に利用できる会社数がそれほど多くない。恐らく10社同時に使う

ことはできないであろう。また、先ほど説明の中で、全協の中で家賃はどれぐらいかという月額で5万円と、これはまたすごく破格の安さだなどびっくりしたところではあります。というのは、皆野においてももう10年以上前から日野沢地において同様のことをやっている企業もあるわけです。地域との連携の中でいろいろ試みてみたけれども、なかなかうまくいかない、10年ですから、10年やっているわけです。結果、現在は主力を本庄のほうに移して、拠点を見玉に移して、もちろん皆野における実績もあるわけですから、それはもちろん継続するけれどもというような話も聞こえてきています。これテレワークとは直接的には関係ありませんけれども、本社が東京にあってということでは、形態としては非常にテレワークの内容に似ています。恐らくただ、月額5万円ということはないと思います。とにかくそういったことも実績のあるところも現実にあるのだけれども、これからというときに果たしてどうなのかなというのが実態です。

お金について、お金を使うの、使わないのというのを私よくこのところ言いますが、町の金も県の金も国の金もみんな住民の税金なのです。だから、そのところを考えないと、きちんと事業が成り立っていくのか、うまく回っていくのかということまで考えていかないと先々の単なる負担にしかならない。現実には皆野町にはそういう施設が幾つかあるではないですか。そういったことがきちんと尻拭いできていないうちにまた新しいことをする、民間にやらせたってできることもたくさんあるのです。そういったことに対してお金ばかりではない助力するということはいいいことかもしれませんが、単純に皆野の町内にない企業に大きなお金を投下して、先がよく分からないことにするというのは非常に疑問がありますが、その辺の見通しは、先ほどの町長の答弁では随分力強くやられていますけれども、2年後、3年後どのような絵が描けているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 林議員からは、度々の質問がどうもほとんどのことが消極的というか、そういうふうには聞こえてなりませんけれども、このように皆野町を含めた秩父地域のような残念ながら過疎化が進んでいる、高齢化が進んできていると、人口減少だと、そして企業も元気がないと、こういう状況の中でこうした有利な補助事業を導入して、少しでも夢のあるまちづくりをすべきだと私はこのように思いますし、大いに期待をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 消極的なように見えますけれども、実はそんなことでもありません。確かに外からの導入ということを考えるとすごく積極的なことをやっているように見えますが、では実態どうなのですか。人口減少しています。外からの人たちを入れようというよりも死亡、寿命で亡くなっている人たちも多いことも確かだけれども、出ている人が多いのです。皆野町から出ていってしまっている人、なぜか、皆野町に魅力がないからです。住んでいた人が魅力がなくて出ていくというような町に外へ幾ら呼びかけたって無駄なのです。

交通、地元で暮らしていく人たちの足がないって10年来言っているのに、そんなことはないという町長さんの答弁、それでは外からの人だって来ないです。このところよく毎週のようにバスを使ったテレビ番組やりますけれども、悲しいぐらいにバス走っていないではないですか。このバス乗り遅れたらもう次はないよ。まだバスあるところはいいのです。家の近辺バスもない。では、買物行くのにバス使ってくださいって町長さん、捨てぜりふのように言いましたけれども、買物に行くスーパーを通るバスがないのです。

ヤオコー行く、ヤオヨシ行く、行っているバスありますか。まだ車を運転できる人たちはいいのです。だけれども、高齢になって免許返納してしまう、もともと免許ない、そういう人たちは昔は町長の住んでいる近辺だったかもしれないのだけれども、もう旧町の中でもそういうことは多くなっているのです。そういうところで人口を増やすのに、外の人を入れるのはすごくエネルギーかかります。でも、ここに住んでいた人たちに出ていかないでもう少しいてくださいよと言うのはそう難しいことではないし、それするのがまず第一だと思うのです。外の人が見て、ああ、暮らしやすい町だなと思えば来るのです。ところが、来てみた、1週間お試しでどれだけの人がいたか分からないけれども、さあ、どこ行こうといったときに自分の足しかないのでは、これは不便だろうと思います。そういうことをやっていけば、大きなお金使って外からの人たちを引っ張るよりも随分違うと思います。

サテライトオフィスは、面白い事業ではあるけれども、この事業そのものがまだ若いというか、成熟していないです。それをよく分かっているか分からないかのような段階で導入するのは、いかがなものかなと思います。その辺、これも平行線にしかならないでしょうから、先ほどの答弁でこのサテライトオフィスについては結構です。とにかく月額5万円というのはびっくりです。

では、次の3点目のほう先に行きましょう。町長の先ほどの答弁の中で、道の駅に関することですが、言いましたけれども、皆野の道の駅はJAのためにやっているわけではないのです。先ほど理念の中にちゃんとあった、掲示室があることが大事なのです。6月議会のときにではと言ったのだけれども、24時間掲示が見られるようにする工夫が何かありますか。私この間も行ってみたいけれども、ないのです。看板一つ出ていない。それは入り口にはあります。入り口というのは、その部屋の入り口です。あの道の駅の構造からして、店の入り口のほうにそれがなければ寄ろうって人いない、気がつかないです。店の中からは行けないのですから、店一旦出て、戻ってくる中で気がつく人はいるかもしれないけれども、入り口の上にちょこっとあるだけでは気がつく人はあまりいない。実際眺めてみると中に入る人ほとんどいません。だから、それは文句言う人いないでしょう。だって、分からないのだから。道の駅がそういうものだという人は一般には少ないです。案内についていくというよりもお買い物に行こうかというのが多いから。せっかく大きなお金かけて、いわゆる展示用のモニターなんかもついているし、いろんなパンフレットなんかも開設当時は随分減ったのですけれども、最近はあまり変わっていないですね。だから、そういった看板だけでも違うのです。ここに展示室ありますという看板を駐車場のところに置いてもらうだけでも。ところが、今の状況だとそれが無いから、あれっということになってしまう人もいるかもしれないし、もうほとんどの人がそういうものがあることに気がつかないと思います。たったそれだけの願いをすることをなぜしないのか。それが本来の姿なのですから、それして言うてもらえばいいのではないかと私はそう思っていたのだけれども、それもやっていないようですから、それは気がつかないのだから、何の問題もないとしか言いようがないと思いますので、ぜひ展示室はこちらという看板だけでも出してもらうようお願いをしていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） ほとんどのことが林議員とは考え方が一致しない部分が多いわけですが、この道の駅というものがどういうものかというのは、道の駅においていただく方が、それは直売所で買物するという方も当然いますけれども、道の駅というのは情報が得られる、あるいはトイレがある、そうした設備が整っているところなのだという事は承知しておいでいただいているわけですが。

そしてまた、林議員からこうしたことを度々質問をされたり、要望もされておりますので、道の駅の店

長、副駅長ですけれども、丸山副駅長、同級生だって聞きましたけれども、あまり議会の議場でやり取りができないような場合には俺のところに来るようにと、自分のところへ来てくれとよく分かるように説明しますから、私はここで申し上げてきたとおり全く問題はないと副駅長も申しておりますので、問題はないと感じております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 逆に大変私も丸山君よく知っていて、実はもう10年来道の駅については何度か話をしていました。例えばレンタルの自転車なんかは実はもう以前10台ぐらいそろえておきたいと思っているのだけれども、世話してくれるかといって言ったら、やってくれるような話になっていたのですけれども、いろいろな経緯でそれが進まなかったりなんなりであるので、よく分かっています。それも言っています。ともかくそれを今のようなことをきちんと、要は町を通しての道の駅なのだから、町の道の駅なのだからということで言いましたけれども、直接も言っているのであればどんどん言います。ありがとうございます。では、この道の駅の件については直接言ってもいいのだなということは今町長からもある意味で言われましたので、実際どんどんやっていきたいと思えます。

それでは、地域おこし協力隊についてに移りたいと思います。先ほど2人の課長さんから答弁いただきまして、思った以上に活動をしているなということで、経費も思ったよりかかっていないし、いいのかなというふうな部分もあります。特に男性の2人は、ある意味何か対照的だとか、松藤君は非常によく動いているようにも見えますし、実際いろんなことやっています。ただ、奥村さんのほうは1回確かに…

〔何事か言う人あり〕

○9番（林 豊議員） 駄目ではなくて言っていることはやっていますよって言っている。静かにしてくれる。自分でそんなに言いたければ、ここへ立ったらどうですか。

奥村さんに関しては、1回確かにイベントやったのですけれども、そのイベントをやった割には経費もかかっていないし、非常に面白いなというふうに思っています。ただ、ちょっと活動の姿が見えにくいので、そこのところはどうかなというふうなのが実際の感じたところです。

女性2人のほうですが、これが非常にもったいないという感じがするのです。これは、皆野高校の魅力発見というふうに限定してしまっているのかどうか分かりませんが、そういうものを目的としたからなのかなというふうに思います。皆野高校は、ある意味存続の危機にあるというのは暗黙の中で分かっていることかと思うのですが、実際にこういった活動について県のほうはどう考えているのか、問い合わせたことがありますか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 具体的に問い合わせたということはございませんけれども、常々県の地域振興センターですとか本庁のほうとも地域政策課等ともやり取りしておりますけれども、基本的には皆野町の地域おこし協力隊の活動を応援していただいているという認識でおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） どこに行くも限らず、官公庁というのはやっぱり縦割りのところが多いのです。この間ポピーまつりが急遽中止になった件なんかを見ても分かるとおりに、こちらではいいと思っていたの

が隣では駄目だったということはかなり多くあるわけです。だから、皆野町が皆野高校をある意味存続のためにだと思えるのですけれども、魅力発見をしたいという活動をしているよというのをこれ県の教育局あたりに強力にアピールしないとその辺の目的に沿わないと思うのです。ご存じかと思いますが、妻沼高校なんかはもう随分前から廃校の話があるにもかかわらず、まちを挙げて存続の運動をしているものですから、なかなかそこへ手がかかりません。ところが、皆野の場合は肝腎なところに話が行っていないと幾らこの地域おこし協力隊で実績を残そうとしたとしても、来年からないよと言われかねないわけです。

また、今の2人の人材がいつまでもいるというわけではありませんし、こればかり、こればかりというのは皆野高の魅力創生ばかりではなくて、いろんなことに利用されたいかがかなと思います。というのは、かなり前になりますけれども、皆野中学に来ていたピーターさんってALTでしたっけ、いた人が休みの日にはふらっとその辺をぶらぶらしながら、自分なりにエッセイというか、それを書いて、それも日本語と英語で両方書いて学校だよりだとか、そういったものに出していたのです。それは、非常に皆野の紹介のためにもいいし、中学校、高校生の教材としてもすごくいい。そういったことが現在の2人いるわけですから、毎日日記書いたってその日記だけだって随分違ってくるとは思いますけれども、毎日書けとは言いません。月に1回ぐらい自分の近所でもいいし、そうでなくてもいいから、そういったものを書いて、日本語と英語でやってもらえば、それだけで十分1年間に1人1か月に1つずつ書いてもらえば24個の作品が出来上がるわけです。

また、今商工会のほうで昔、2000年代に書いて発売した皆野の冊子があるのですけれども、それを改訂したいというふうに考えていまして、それやこれやの部分でも英訳したりするのに非常に戦力になるのではないかなというふうに考えますので、そういったことへの協力もお願いしたいと思うのですが、町長、こういった考えはいかがでしょう。

○議長（若林光雄議員）　　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　高校魅力化担当の地域おこし協力隊2名につきましては、高校の魅力化、これを主の業務とはしておりますが、もう一つの柱として産学官連携によります地域の活性化、皆野高校の魅力化を通して様々な連携の中で地域の活性化につなげていくという取組を柱としておりますので、皆野高校の魅力化に特化するものではなく、幅広い活動を任務としているというふうに考えてございます。

その中で、林議員からもご提案のございました事項については、様々参考とさせていただければと思いますが、今高校魅力化担当の地域おこし協力隊のほうでは皆野町の歩きマップということで、ロシア語と英語で表記をした皆野町を食べ歩きができるマップを作成を進めておりまして、間もなくその原版といいましょうか、それができてきて、業者のほうに印刷の依頼をかけるような段まで進んでおるところでございます。

それと、先日早稲田大学の学生さんたちを中心とします県のふるさと支援隊、三沢地区で主に活動いただいておりますが、その方々が中心となって秩父音頭まつりの大会ということで、オンライン上で開催していただいたものがございます。その中では両隊員が皆野高校生と協力をして作成しました秩父音頭を海外の皆様にも説明する、皆野町を説明する動画のほうも作成してユーチューブ等で公開しておりますので、議員のご提案があるような幅広い事業についても一部しっかりと取り組んでいるというような状況はお伝えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　　町長。

○町長（石木戸道也） 高校の存続について、何か妻沼のほうでという話がありましたけれども、私どもも1市4町で皆野高校を含めた小鹿野高校、あるいは秩父に4校ありますけれども、そうしたものを存続してほしいという要望につきましては、前教育長の小松教育長のところに要望にも行っております。機会あるごとにそうしたことを捉えまして、要望はしておりますし、今後もそういう方向で行きたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 何か町長に聞いたかったのそこではなかったのだけれども、いろんなことについて皆野高校についても、それから皆野町の情報についてもせっかくお願いしている協力隊員なので、いろんな形で利用していきたいと、利用させていただきたいなと思っておりますので、その辺ご理解いただきまして、ご協力をお願いしたいと思っておりますので、積極的にそれこそやっていけばいいのです、皆野町の紹介にしても。もったいないですから、能力があるわけですから、能力がない人に無理にやれやられて絞っても、これは大変なのだけれども、むしろそっちのほうの能力のほうが多分高いと思いますので、そういった文化的な部分の利用、ぜひみらい創造課に皆野町の未来というか、現状をうまく伝えられるようなものを、マップは正直言いまして、商工会でいっぱい作っているのだけれども、現状と動きが多少あるものですから、またこのコロナ禍ですから、それはやっていることはそれでいいのですけれども、それだけではない文化的なものを、それこそ後にも残しておきたいような部分を含めて作ってほしいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、9月に入って減少傾向にあります。それまでは全国の1日当たりの新規感染者の数は一時2万人を超え、重症者は日々過去最高を更新、医療機関は逼迫し、収束の見通しも見えず、災害級の事態です。政府は、感染者を自宅療養を基本とすると打ち出し、その数は10万人を超え、病状が急激に悪化して自宅で亡くなる人も相次いでいます。原則自宅療養という政府方針は、撤回すべきです。ワクチン接種に期待をかけ、多くの国民の反対があったにもかかわらず、オリンピック・パラリンピックを強行、医療提供体制や検査の拡充など、十分な備えを怠ってきた菅政権の責任は極めて重いと言わざるを得ません。ワクチンの安全、迅速な接種、PCR検査の大規模な実施に国が責任を持つこと、また医療機関への減収補填をはじめ、医療提供体制の拡充に全力を挙げることでないでしょうか。また、自粛に見合った十分な補償を行うことが必要です。9月12日まで、昨日までの緊急事態宣言がまたもや東京、大阪など19の都道府県で延長されました。政府は、いつまでこのようなことを繰り返しているのでしょうか。新型コロナウイルスから命と暮らしを守るためには、政治の転換が必要です。

では、質問に入ります。1つ目のコロナ感染対策についてですが、1つ目に特に人との接触が不可欠で感染の影響も大きい介護施設職員、訪問介護の職員、保育士、幼稚園の教諭、教職員、学童保育所指導員など、エッセンシャルワーカーへの定期的なPCR検査の実施状況はどのようになっていますか。

2つ目は、エッセンシャルワーカーで希望する人のワクチン接種状況について伺います。

3番目は、町民がPCR検査、抗原検査を希望した場合、現在は65歳以上と基礎疾患のある人のみ国からの補助を使い検査を受けられますが、費用については自己負担が1万円以上となっています。町としてしっかり検査を行うという立場に立ち、希望する町民等には安い費用で検査ができるよう、その考えをお聞きします。

大きな2つ目の質問は、高齢者の補聴器購入費補助についてです。高齢になり、ついテレビの音を大きくして見ている、人の話がよく聞き取れなく、何度も聞き直してしまうなど、高齢者の聞こえについて町の人から耳が遠くなって苦労しているという話を聞きます。補聴器をつけたいけれども、年金などで高齢になって収入が少なくなっている、現状では補聴器はかなりの高額で購入するのは大変です。町の購入費助成を求めます。2020年、昨年6月議会で同様の質問を行ったところ、他の自治体の状況等を調べ、研究していくという答弁がありました。その進捗状況をお聞きします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 時間の都合もございまして、答弁につきましては午後から休憩の後に行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時58分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康こども課長。

〔健康こども課長 梅津順子登壇〕

○健康こども課長（梅津順子） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1、コロナ感染対策についてお答えいたします。

1点目のエッセンシャルワーカーへの定期的なPCR検査の実施状況についてお答えいたします。現在、入所系施設と通所系施設の介護職員につきましては、県が希望施設を対象におおむね月2回PCR検査を実施しております。9月18日以降は、現在県が実施している検査は日本財団が実施する検査に移行し、訪問系の施設職員も含め、施設が希望すれば週1回無料でPCR検査を受けることができます。保育士や教職員につきましては、定期的なPCR検査は実施しておりませんが、要請があった保育所や町内の幼稚園、小中学校には国が抗原簡易キットを配布する予定です。

続きまして、2点目のエッセンシャルワーカーへのワクチン接種状況についてお答えいたします。保育士、幼稚園教諭、学童指導員、養護教諭につきましては、ワクチン接種ができない子供たちへの感染を防ぐため、自治体判断の優先接種の対象として7月下旬から接種を開始し、8月中には接種が完了しております。介護施設や訪問介護など、介護職員につきましても7月30日から優先予約を開始し、希望する方はおおむね接種が完了しております。教職員につきましては、県がエッセンシャルワーカーを対象に開設した4つの大規模接種会場を案内しておりましたが、2学期以降の学校でのクラスター発生を予防する観点から、8月28日に秩父郡市医師会館で、また9月2日に町の集団接種会場で1回目の接種を実施し、9月

中にはおおむね接種が完了する予定でございます。

続きまして、3点目の町民を対象とするPCR検査や抗原検査についてお答えいたします。新型コロナに関する検査につきましては、体調が悪いなど自覚症状のある方は、なるべく早く医療機関で検査を受けていただくことが基本となります。医師が検査の必要性を判断し、検査を実施した場合は保険が適用されます。

なお、県と契約を締結している医療機関で医師の判断の下に検査を実施した場合は、行政検査の扱いとなるため、検査費の自己負担額は無料となります。

常山議員さんご指摘のように、希望者を対象に検査を実施するとなると検査を受けるのは意識の高い方となり、その中の陽性者だけを隔離しても流行を抑え込むことは難しくなります。また、ウイルス量は経時的に変化するため、タイミングによっては、また検査キットの感度によっては偽陽性、偽陰性になる場合もあり、特に偽陰性の場合には実際感染していても陰性という結果になるため、これらの方が感染を拡大させることが懸念されます。これらのことを総合的に判断しまして、町としては市販の簡易検査キットを希望の方に配付するよりも、医療機関で精度のよい検査を受けていただき、その結果に応じて適切にフォローしていくのがよいと判断いたしました。

8月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急増したことに伴い、保健所業務が逼迫し、従来県が実施してきた感染経路や濃厚接触者を調べる積極的疫学調査の対象が一時的に同居する家族と高齢者施設、医療機関に限定されました。しかし、地元の秩父保健所ではクラスターが発生すると影響が大きい学校や幼稚園、保育所等についても現在積極的疫学調査を実施しており、濃厚接触者となった方にはPCR検査を、また濃厚接触者には該当しなかった方についても念のための拡大PCR検査を実施しております。今後感染拡大の状況により、陽性者と接触があったにもかかわらず、行政検査や保険適用検査が受けられない方が増えてきた場合には、既存の新型コロナ感染症検査費助成制度を活用し、年齢や基礎疾患の有無にかかわらず、検査費の助成を行うなど、保健所や医師会など、専門家の意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

最後に、検査費の助成額ですが、現在PCR検査が2万円、抗原検査は7,500円を上限に助成しております。無症状の方が医療機関で検査を受ける場合、検査費は自由診療となるため、医療機関により金額が異なります。ちなみに、今年度申請された方17名の自己負担額は、助成額を差し引きますと抗原検査は自己負担額がゼロ円、またPCR検査はゼロ円の方から最高が1万3,000円という状況でした。よって、助成額につきましては、現状のまま据置きで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 5番、常山議員から通告のありました質問事項2番、高齢者の補聴器購入費助成について、昨年6月議会における他の自治体等の状況等を調べ、研究していくとの担当課長答弁の進捗状況についてお答えいたします。

まず、埼玉県内の状況ですが、助成を実施しているのが1自治体で、助成額の上限は2万円です。一方、助成を実施していないのは62の自治体です。また、助成を実施していない62の自治体の今後の予定でございますが、実施の有無も含めて検討中が2つの自治体、予定なしが60の自治体といった状況でございます。

町といたしましては、独自の助成制度については現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

健康こども課長から答弁があったように、いわゆる介護施設等で働く人のPCR検査について、私の間2回、3回とこの議会で質問をしてきたところなのですが、それでだんだん来ると県もPCR検査、介護施設に対する検査をどんどん拡大してきて、今答弁にあったようにおおむね月2回とか、訪問看護では週1回の検査が受けられるようになったということで、本当によかったと思います。前は課長の答弁の中で全然そういう動きが見えなかったものですから、今現在はどのような状況なのか、そういうところで大変な思いをして働いている人たちがどのような状況で働いているのか、そのことを知りたくて質問をしてきました。それで、私は思うのですけれども、もちろんワクチン接種も本当に大事だと思いますけれども、感染を防ぐには定期的に検査をして、早期にその感染者を見つけて隔離する、別のところへ入ってもらい、そして感染を減らす、これが一番だと私考えておりますので、県の動きなんかは本当によかったと思います。

それで、それから次の保育士、学童保育所指導員とか幼稚園、それから学校の教職員については、本当にこの第5波のコロナ感染の特徴というのは子供の感染が多くなっていると思います。親から子供へ本当に感染が圧倒的に多いということで、家庭内感染が広がっている状況です。特に今言った職場は、子供との接触が求められるところです。そこで働く人たちが本当に感染対策に大変神経を使っている、そういう状況をお聞きしております。私は、そういう人たちが本当に安心して仕事に専念できるためには、定期的な検査が必要だと考えております。先ほどの答弁の中ではそういうことは、定期的な検査は行っていないと、そういうことを答弁をいただきましたけれども、やはりこれはもちろん町が責任を持ってそういうことに対応していただきたいと思っておりますし、先ほどの答弁にもありましたが、文科省は抗原キットを学校に配付するということですが、これは教職員だけが対象だと思うのですが、予定とか、それから今言ったように教職員が対象なのか、その辺詳しいことは分かりますでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 常山議員さんの再質問にお答え申し上げます。

お尋ねの学校配布の抗原検査キットでございますが、現在県のほうに要望して、到着を待っている状態でございます。到着しましたら町内の幼、小中学校に配布をいたします。

この使途、対象者でございますけれども、原則は教職員ということになります。ただし、保護者の同意が得られた場合には、小学校4年生以上の児童生徒にも使用することが可能ということになっております。

ただ、本検査キットの使用目的でございます。体調不良、あるいはコロナ感染が疑わしいような症状が出た者で素早く医療機関につなげない、あるいは保護者に引き渡せない、そういった事情で学校に留置せざるを得ない者、そういった者に対して使用するということが一応ガイドラインで決められているところでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 文科省からの抗原キットを要望していただいて、そして教職員の方に、子供たちにもということなのですが、大変よかったです。

それから、ワクチン接種についてなのですが、これも本当に順調に接種が進んでいると、そうい

うふうに理解してよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

- 5番（常山知子議員） では、それで了解しました。本当にまだまだ収束が見えないところなのですから、やはり早く検査をして、そして拡大を防ぐと、そういう観点で町のほうもしっかりと検査を行うという立場でやっていただきたいと思います。

それから、3番目の再質問なのですけれども、この質問につきましては今年の6月議会の承認第6号の専決処分議案のところでも質問をしました。健康こども課長から検討するという答弁をいただいておりますが、先ほどの答弁では町としてキットとか、そういうのを配付するのは難しいと、そして今までの検査を続けていくのだということに理解しましたけれども、本当に皆さん、この意識がある人が結局やっているわけでもなくて、それが意識があるというふうに言われるとそれまでなのですけれども、やはり子供のところに本当にどうしても行かなくてはならなくて、検査をしてから行くだとか、帰ってきたときにちゃんと検査しておくかなって、そういうような気軽にこうに検査ができるような体制ができると私は本当にいいと思っているのです。でも、今この検査ができるのは皆野病院と金子病院ですか、そこで行っているようですが、金子病院ですね、でやっているそうですが、本当にその職員さんたちに聞くとやっぱり自己負担が高過ぎるって、それがネックだよねという話をお聞きしました。やはりPCR検査でも自己負担が1万3,000円ですか、でもそれは最初に3万3,000円を検査を受ける本人が払っておいて、後から償還払いで2万円が戻ってくる、そういう状況ですよね。そうすると、やはり人間としてはそれだけのお金をかけてまでいいや、検査するのはと、そういうふうな思いになってしまいます。私は、ですからその検査は検査でおいておいて、それをもっと国の補助として使い勝手がいいような、もっと検査を受ける人に補助というか、そういうのができるように変更していただくか、検査をこのままに続けておいて、信頼性がそのキットで得られるかというのでは難しいとは言っていましたけれども、秩父市のように2本立てで、そういう国の補助もやって、それからもう一つは検査キットを安い料金で町民に提供できるようにしたらどうかというふうに私は思いますが、その辺はこの前の議会で583万円が浮いていますよと、そういう話もしましたけれども、ぜひその辺の考えはどうでしょうか。

- 議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

- 健康こども課長（梅津順子） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

検査につきましては、先ほども言いましたが、偽陰性、感染していても陰性となる場合があります。そうしますと、検査は完璧なものではないというところで、それで安心して周りの方に感染を拡大、広げるということがあります。特に検査につきましては、慎重な判断が必要になるので、ただ安心を得るためだけの検査ということは考えておりません。

以上でございます。

- 議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

- 5番（常山知子議員） なかなか難しいのですけれども、私は金額的なことばかり言っているかもしれませんが、やはり町民の人がその検査をして、陰性だから安心してって、そしてこういうふうにウイルスの菌を振りまいてしまうということとはよくないとは思いますが、でもそのことをやることによって安心度というのは大変重要ではないかなと私は思っておりますので、これはもうやっていかないということなので、高いお金をかけてみんなで検査受ける人は受けてもらうという感じですが、しつこく言うようでも、では浮いた583万円をどう活用するか。例えばその1万3,000円本人が負担する

わけですから、それに充当してもう少し安い料金で検査ができるように工夫していただけないでしょうか。どうでしょう。誰も答えない。町長、いかがですか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど健康こども課長が専門的な考え方を私どもよりも持っておりまして、偽陰性というような状況もあるというような状況でお聞きしますと、それでもやりましょうというわけには、これは町としてできかねるわけです。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ですから、そういうキットで検査するのではなくて、ちゃんと病院でPCR検査を国の補助金を使って今やっているわけですよ。そういうものに対して、もう少し町民が安いお金で検査ができるようにその費用を町が負担していただけたらなという質問なのですけれども、難しいですか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 言ってしまうと難しいということですが、研究は担当課ともよく連携を取りまして、研究してみたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 早くコロナが収束するということが本当に望ましいことなのですが、まだまだこれからまだ続く、感染の拡大もまだ終息が見えないところで、ぜひ早急にそういう問題について皆さんが本当に安心して暮らすにはやっぱりそういう検査も必要です。ワクチンもちろん必要ですが、そういうところでぜひ早急に研究してください。よろしくお願いします。

次の補聴器購入費補助についてなのですが、今のところ考えていないと、各いろんな県内の自治体を調べていただいて、まだ1つの自治体しかその補助をしていないということですが、ぜひまた考えていただきたいなということと、私厚生労働省が出している認知症施策推進総合戦略、何だか難しいのですが、認知症の総合戦略に、いわゆる新オレンジプランというものなのですが、これによれば今から4年後、2025年には認知症の人は約700万人前後になって、65歳以上の高齢者の約5人に1人と推計されているそうです。

認知症になる危険因子、いわゆる原因として挙げられているのが加齢によるものとか、もちろん遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、頭部外傷、そして難聴です。認知症の発生予防については、運動だとか口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味の活動など、日常生活における取組が予防につながる可能性が高い、そして認知症になる前の対策が必要と述べられています。それは、もう皆さんご存じだと思いますけれども、その認知症になる危険因子、原因の一つとして難聴が挙げられているのです。難聴になると人とのコミュニケーションがうまく取れなくなり、みんなの会話に入っていけない、そうした状態が続くようになると次第に地域の集まりや外出することが面倒になって、家に引き籠もってしまうのです。それが認知症の引き金にもなります。こうした状況を防ぐためにも、補聴器をつけることによって会話がスムーズにでき、元気に生活できるようになると私は考えます。

しかし、昨年質問したように補聴器が高額のため、購入をためらう人が多いのです。町は、認知症予防対策では第8期皆野町高齢者保健福祉計画においてしっかりと位置づけて取り組んでいます。認知症予防対策として補聴器購入の助成を実施していただきたいと私は思います。例えば今年度は50万円とか100万円と予算枠をつくって助成をしていく、そういうことも必要ではないかと思いますが、認知症対策として

町が積極的な取組、補聴器助成、どうですか。もう一度お願いします。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 5番、常山議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の難聴により、外出することが面倒になって家に引き籠もってしまうなどの影響があること、またこのようなことが認知症発症の一因として位置づけられていることは認識しております。町といたしましては、こうしたことを少しでも防げるよう地域包括支援センターを中心に、難聴高齢者の方が参加しやすい事業、らくらく健康塾ですとか、そういったものを展開してまいりたいと思います。

補聴器の助成事業につきましては、先ほども申し上げましたが、今のところ考えてはございません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほど課長からも言われましたように、県内の自治体の中でもまだまだ補聴器の購入補助をやっているところは少ないということがありましたけれども、でも全国でも住民の要求に応じて、補聴器購入の助成を実施している自治体が増えつつあります。東京なんかでは6割の自治体がそういうことで、それもしか先ほど私が述べたように認知症予防対策として位置づけて、ちゃんと補聴器の購入補助を進めている、そういうことが以前新聞にも書かれておりました。当町においてもぜひ早急に町民の要望に応じて実施をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、9月に入りまして、セミの声から虫の鳴き声に変わり、季節は秋へと向かっております。しかし、新型コロナウイルス感染症収束への明るさが見え始めているどころか、昨日まで21都道府県で出されていた緊急事態宣言は、宮城、岡山の両県を除き、埼玉県を含む19都道府県では今月30日まで延長となりました。

こうした中、冒頭町長からもお話がありましたように、9月3日、菅首相は自民党総裁選挙に立候補しないことを表明し、事実上の退陣表明を行いました。その理由も新型コロナウイルス感染拡大を防止するために専念したい、こうしたことのようにです。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めはかからず、連日の新規感染者数は当時2万人前後で推移し、重症者も連日2,000人を超えての拡大状況下、また病床体制は崩壊し、自宅療養ならぬ自宅放置とも言われていますが、死亡者も増加しているさなか、菅首相の退陣表明はコロナ対策への責任も取らず、政権の投げ出しにほかならないと思います。約3か月前、ワクチン接種と東京五輪で国威発揚に期待を込め、その後の政権浮揚を狙ってきた菅政権であろうかと思えます。6割を超える東京五輪への中止と延期の世論を無視し、コロナ感染症対策分科会の専門家に圧力をかけ、五輪開催の是非については封印させ、原則無観客で妥協し、開催を強行してきた菅政権であります。こうした五輪開催が国民への誤ったメッセージとなり、五輪開催後の7月29日には新規感染者数は初めて1万人を超え、その後も連日感染拡大は続き、8月20日には2万5,876人の過去最多を更新しておりました。

重症者も8月13日には1,478人で過去最多を更新し、その後も連日最多を更新する中で、退陣表明の翌日には2,223人の過去最多に至っております。五輪開催によって感染の急拡大で医療体制が崩壊するような最悪の事態も起こり得る、こうした予見が当たってしまった今日の最悪の状況下にあるかと思えます。新型コロナ感染拡大を防止するために専念したいという理由なら、今日までの態度を改め、野党が要求している臨時国会を早急に開催し、国民の窮状とその声をしっかり受け止め、自宅放置で命の危機にさらされている多くの患者を救い、新たな入院施設の設置や医師や看護師などの医療体制の充実、確保に向けた施策を早急に決定すべきだというふうに思います。

今年6月には、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童2人が死亡するなどの痛ましい事故が発生しました。また、7月3日には熱海市伊豆山地区で盛土を含む大規模な土石流が発生し、26人が死亡し、1人が行方不明など大災害となっております。こうした事故や災害を受けて、文科省や国交省では各自治体に対し、通学路や盛土の調査やその対策を求めているかというふうに思います。こうした問題に対しまして、町民の安全、安心の生活確保のために次の2項目について質問を行います。

1項目の防災対策についてとあります。その1点、2019年10月の台風19号によって町内でも土砂崩れや河川の氾濫、河川の洪水等々によって家屋の全壊、半壊、一部壊、そして床下浸水、道路の崩落など、大小合わせて89か所で被害がありました。その復旧等はどうか、また県が所管している災害箇所について、町の対応を含めた進捗状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

2点目になりますが、先ほど申し上げたように熱海市伊豆山地区の土石流災害、26人が死亡し、1人が行方不明、また被害を受けた住宅は128棟という大規模土石流災害となっております。今回の災害は、約10年前の違法な盛土が原因とされ、国交省は今回の災害を受けて全国の盛土の安全性調査に乗り出しております。皆野町の場合、この盛土調査の対象となる箇所はあるのか、また町としての対策について、お聞きしたいと思います。

3点目なのですが、土石流危険渓流や小河川の流木の撤去等について、2019年12月議会で町長からシルバーにお願いするなど検討したい、このような答弁をいただいております。その後どのように検討がされているのか、お聞きしたいと思います。

事前通告では触れていなかったのですが、当初予算とも関係していますので、質問させていただきたいと思えますが、近年平たん地での内水氾濫も大きな問題になっております。この間、砂防指定河川等でも堆積土砂の撤去につきまして私からも要望させていただいておりますが、今年度根岸区内の2つの小河川で浚渫工事が予定されております。この工事の進捗状況はどのようになっているのか、この点と、また関連しまして、県の所管の砂防指定河川になりますが、上大浜区内の柏木沢と書いてカヤキザワというふうに読むらしいですが、その堆積土の撤去はどのような動きになっているのか、お聞きしたいと思います。

2項目の通学路の安全対策についてですが、今年6月、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、男子児童2人が死亡するなど、児童5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて、国は危険箇所を抽出し安全対策を講じるため、全国の通学路の点検を行うよう決定しています。そして、全国の教育委員会などへの通知では、過去に危うい事例のあった場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険箇所を抽出して取りまとめるよう求めているかというふうに思います。通知では危険箇所の取りまとめということですが、この件に対する町としての対応と通学路の安全対策に向けての考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

また、約10年前にも全国で登校中の児童が交通事故に巻き込まれる、そういった悲惨な事故が相次いで

発生しており、当時2011年だと思いますが、埼玉県においては通学路の安全点検や調査を行ってきた経過があります。また、2016年当時には町として教職員や保護者の協力を得て、通学路の危険箇所の調査も行っているかというふうに思います。こうした点検や調査を行う中、安全対策はどの程度実施されてきているのか、また未実施の課題等について、今回の調査も含め、今後の対策にどのように生かしていく考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんからの一般質問通告書に基づき答弁をいたします。

防災対策についての中の③、土石流危険渓流等での流木の撤去についてお答えをいたします。山間地の土石流危険渓流の流木対策についての基本方針ですが、荒廃農地、荒廃山林、空き家管理と同様に、流木撤去は所有者の管理責任の範疇として位置づけます。

また、土石流危険渓流の流木の状態、規模は各所様々であります。スギ、ヒノキ、雑木や竹などの大木もあれば小木もあり、谷深い渓流や泉状の小渓流など、渓流も様々であります。土石流危険渓流における危険流木の撤去については、所管する県とも協議するとともに、町としては流木が人命に関わる危険度が高いか、近隣地域住民の生活に著しく支障を来しているか、またその緊急性があるかなどを判断します。危険性、緊急性が認められる場合は所有者に撤去を求めます。所有者による危険流木の撤去が不可能と認められる場合は、町民の命と生活を守るため、所有者に代わり町の予算で撤去する必要もあります。

前議会でのシルバー人材センターにお願いをされるとの答弁は、全ての箇所の流木撤去をするというのではなく、危険性と緊急性のある危険流木を所有者が撤去できる能力がない場合の町予算で撤去するときは、大木等の大規模な危険流木撤去は大型重機、大型運搬車両を所有する建設会社に、手作業でできる小規模な危険流木はシルバー人材センター等に除去を発注することも考えられるというものです。

2つ目の通学路の安全対策についてお答えします。千葉県八街市で起きた小学生5人が死傷する事故を受け、当町に置き換えて対応をしました。事故発生後直ちに町内幹線、町道、通学路を中心に安全確認を指示しました。安全確認の結果、直ちに対応すべきものは今議会で予算を確保して対応します。

この八街市の事故に加えて、熱海市の盛土によると思われる多くの死者を出した土砂崩れについても我が町に置き換えて災害防止を図るため、現地調査を行いました。町内盛土については、安全の範囲と認められましたが、山間地のメガソーラーに災害の懸念を感じたとの結果でした。

1、防災対策についての①と2の通学路の安全対策の①は建設課長から、②は教育次長から具体的に答弁をいたさせます。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 12番、内海議員さんから通告のありました防災対策、通学路の安全対策についてお答えいたします。

質問事項1、防災対策、1点目の台風19号による復旧工事等はどうなっているか、また県所管の災害箇所について町の対応を含めた進捗状況のご質問ですが、台風19号時には当町においても大雨特別警報が発令され、甚大な被害をもたらしました。町が所管する町道、林道、河川等の復旧状況ですが、令和元年度22か所、令和2年度13か所、2年間で35か所施工しております。主な箇所は、町道皆野221号線、日野沢40号線、三沢88号線、林道浦山線、二本木線、能林線、河川等では下三沢地内治山工事等を施工しております。

今年度は5か所を予定し、計40か所の施工予定であります。

県所管の災害箇所につきましては、災害発生時に速やかに県に状況を報告し、現地で打合せをし、復旧を行ってまいりました。これまでの復旧箇所は、大湊区、溪流園下流、荒川の堆積土撤去、国神区、栗谷瀬橋下流左岸、中三沢区、三沢川玉川橋上流左岸等を施工しております。

これからの主な復旧箇所につきましては、①、上大浜区、国道140号大塚交差点付近柏木沢土砂撤去につきましては発注済みでございます。②、大湊区、蟹沢橋下流落差工及びみずほ区、三沢川三沢東洋精工裏護岸につきましては入札手続中でございます。③、元金沢区、金山沢諏訪橋上流右岸崩落につきましては、令和2年度設計済み、令和3年度予算化されていないが、予算を流用し、用地測量を発注予定です。④、丑沢の土砂撤去です。令和3年度予算化されていないが、予算を流用し、今年度の渇水期に土砂が撤去できるよう準備を進めます。⑤、野巻区、主要地方道皆野両神荒川線笹原地内法面崩落は、再度状況を確認し、検討してまいります。

今後も県全体の公共事業、予算配分が減少する中、秩父県土整備事務所では切れ目ない予算確保に努めているとお聞きしております。今後も早期の工事着手に向け、要望してまいります。

2点目の熱海の土砂災害を受けて、町としての対応のご質問ですが、国において盛土による災害防止のための関係省庁連絡会議が開催され、今後起こり得る豪雨、台風等への対応を万全に期するため、平成12年、2000年以降人家等に影響のある盛土の把握する旨の通知があり、点検エリアとしては土砂災害警戒区域、山地災害危険地域、大規模盛土地域、その他町が点検必要な箇所盛土実態把握を実施します。

これを踏まえ、令和3年7月16日に県の林地開発許可、町の開発許可、盛土箇所等を職員で金沢地内4か所、三沢地内2か所、野巻地内1か所、計7か所の現地調査を行いました。

なお、国への報告につきましては、点検エリアにより野巻地内1か所を報告してございます。報告は1か所ですが、今回の現地調査箇所につきましては今後も注視してまいります。

質問事項2、通学路の安全対策について。1点目の千葉県で発生した下校途中の小学生5人が死傷する痛ましい事故を受け、町の対応と安全対策のご質問ですが、国から通学路における交通安全を一層確実に確保する合同点検を警察、道路管理者、教育委員会で実施する旨の通知があり、これを踏まえ町道で見通しの悪い交差点、過去に事故には至らなかったが、ヒヤリ・ハット事例があった箇所を令和3年7月27日に17か所を実施し、秩父警察と協議を行っております。この後、議案第22号 令和3年度一般会計補正予算を議決いただきましたら、安全確保するために注意看板設置や路面標示等の交通安全施設の補修をいたします。

最後になりますが、根岸区の2河川の中根岸沢、上根岸沢の状況でございますが、今現在設計中でございます。この後発注する予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 12番、内海議員から通告のありました質問事項2、通学路の安全対策についての2点目、通学路の安全点検調査に基づく対策の実施状況についてお答え申し上げます。

議員ご指摘の平成23年と平成28年の安全点検調査につきましては、秩父地区通学路安全検討委員会が5年間の計画期間で策定する埼玉県通学路整備計画に係る点検調査でございます。平成23年の調査は、平成24年度から平成28年度までの第3期、平成28年の調査は平成29年度から令和3年度までの第4期の計画に

係るものでございます。

第3期計画では、整備予定箇所として挙げられたものが18件ございました。このうち対策完了が9件、未完了が9件となっております。第4期計画では、整備予定箇所として挙げられたものが21件ございました。このうち対策完了が20件、未完了が1件となっております。この2期にわたる計画で未完了となっている計10件は、大字三沢地内の県道長瀬玉淀自然公園線の未改良区間に係るものと、大字皆野地内の町道皆野4号線に係るものでございます。対策が必要な場所や望まれる対策等が異なるため、複数件の計上となっておりますが、大きくはその2か所となっております。現在、来年度から始まる第5期の調査を行い、整備が必要な箇所を検討委員会の事務局へ報告したところでございます。

今後も整備を要する箇所の把握と対策の実施に向けて関係機関、関係部局と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。2項目にわたって行ったり来たり答弁いただいているのですが、台風19号の関係なのですが、町内というか、町で所管する復旧工事等についてはほぼ今年度で終わりという理解でよろしいかと思うのですが、県所管の大きな被害箇所、この中で野巻地内の土砂崩れの災害復旧、これにつきましては再度調査等を行って検討していきたいという答弁なのですが、この住民の方は災害以降親鼻地区に避難生活を余儀なくされております。今後も台風や、また大雨等が予想される中で早期に防災対策を施さないと二次災害といえますか、大きな災害につながる危険性があろうかと思えます。過去におきまして、上三沢地内の県道の擁壁に大きなクラックが入っておりまして、大変反対側にも住宅ございましたし、危険な状況にありました。この場所も農水省所管の地滑り防止区域内にありますが、約5年前に地滑り防止対策と一体に擁壁の大規模な補強工事が施工されまして、現状地滑りも収まっております。そういった点から、まさに防災対策につながっているかなというふうに思っております。この野巻地内の災害箇所も桜ヶ谷の地滑り防止区域内にあらうかと思えます。

そういった点からも地滑り防止対策を含めて、県のほうに強い要望といえますか、早期に復旧工事ができるようぜひ町のほうで対応していただきたいと思うのですが、この件につきまして再度お聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 12番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

野巻地内の笹原のご質問の箇所でございますけれども、県土整備のほうと現地を1回確認してございます。

なお、内海議員さんがおっしゃられますように、あそこは地滑り防止区域になっておりますので、その辺を踏まえながら今後も要望してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そういったことでぜひ早期に復旧工事といえますか、地滑り防止対策を含めて工事が実施できるようにお願いしたいというふうに思えます。

盛土調査の関係なのですが、過去におきまして皆野町内でこの盛土が原因の大きな災害も発生しております。2012年11月には、金沢地内の建設残土埋立地で大量な土砂が流出しまして、下流域の住宅は全壊、

そこの住民はもう以前から危険を感じていて、親戚の家へ避難していたために幸いにも人的被害は免れた、こういった大災害が発生しております。また、十数年前には三沢の平草地内で盛土による災害、近年では一昨年台風19号で三沢のゴルフ場からの大量の土砂が1級河川、三沢川まで流出するという災害が発生しております。

今回、この盛土の調査町内7か所を行ってきているということなのですが、今回の令和2年度の決算書の97ページに載っておりますが、この中で大規模盛土造成地調査を行ってきております。この調査箇所と今回熱海の大災害の後調査を行った7か所、これとの関連を含めまして、令和2年度に行った調査、その結果と今回の調査箇所との関連等、また今後の対応についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

決算書の97ページの大規模盛土調査委託料38万5,000円でございますが、これにつきましては国において大地震等で盛土造成が被害をもたらした状況を受け、安全調査を実施しました。これに基づきまして、県で平成23年度から調査を実施し、当町において6か所該当しております。令和2年度におきましての調査内容につきましては、当時の開発の資料の収集と現地調査を行っております。場所につきましては、皆野地内で駒形区公会堂付近、下大浜県営住宅付近、野巻・桜ヶ谷地内、日野沢・藤原地区、三沢の常楽寺付近、ここは2か所ございます。それで計6か所になってございます。令和2年度の調査状況を今現在県に報告しております。それに基づきまして、県で分析を行いまして、盛土の状態等、法面との状態等を調査しながら来年度どういうふうな実施をするか、今後県から内容等の説明がございました。

続きまして、7か所の調査箇所でございますが、金沢地内におきましては先ほど議員さんがおっしゃられました十数年前に林地開発により、長瀬との境のところで発生している箇所、林道陣見山線の一部盛土、台風19号のときの崩落箇所と駒井工務店の裏側になりますが、そこに一部開発があります。三沢地内につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように釜伏神社で20年ぐらい前に崩落した箇所、登谷山のところにメガソーラーでございます。もう一か所、野巻地区におきましては県道の皆野両神荒川線棕宮橋手前100メートルの赤平川側で以前農地改良を行いまして、その後台風19号によって崩れております。この箇所については、まだ盛土を行っている状態でございますけれども、計7か所、野巻地区におきましては、先ほど言いました対象地域エリアになってございましたので、1か所報告してございます。

その6か所と大規模盛土と今回の調査との7か所の関連でございますけれども、先ほどの答弁の中でも申しましたように、平成12年、2000年以降に盛土をした箇所の調査箇所ということになってございます。

議員がおっしゃられます大規模盛土につきましては、それ以前の盛土状況になってございますので、今回のこの調査対象とは合致はいたしません、今後もこの大規模盛土のところも注視していかなくてはならないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 取りあえずは、今回の調査で県のほうに上げるのは野巻地内の1か所ということを考えていると、それと町長のほうからもあったのですが、登谷山のメガソーラーの設置場所ですか、ここについては特に県のほうには上げる予定はないということなのではないでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの登谷山のメガソーラーにおきましては、県の対象エリアとは合致しておりませんので、そこは報告いたしませんけれども、先ほど答弁の中で申しましたように今後も注視してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 3点目になるのですが、土石流危険渓流や小河川の流木等の撤去についてなのですが、町長のほうからあくまでこういった流木の撤去等については所有者の責任で撤去をお願いすると、所有者ができない場合については町が代わってやるということを考えているということなのですが、いずれにしてもこういった河川は町内かなりのところにありますので、そうはいつでも最近は所有者というのも不在の地主さんとか、また所有者自体がもう本当に手入れができない、そういった状況の中で今の現状があらうかと思いますので、かなり難しさというのあらうかと思うのですが、その辺についてぜひ下流域で人家なりあって、被害等が予想されるところなり、また過去においてこの流木等が原因で氾濫して、道路が被害に遭ったというような箇所もございます。ぜひそういったところを毎年何か所かでもいいですから、予算をつけて、もう所有者任せというわけにはなかなかこれからはいけないと思しますので、それらも含めて毎年何か所でも結構ですから、そういった予算をつける中で対応していけないかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 以前私シルバーでという答弁をした経過があるのですがけれども、残念ながらシルバーで事故が起きてしまったというようなこともありましたし、渓流に倒れた木を伐採するというのはかなり危険が伴うわけでございます、どうもシルバーの方々と一線を退いたような方々でございますので、そうした方々をお願いをする、あるいはお願いしてもできないと、こういうことになってまいりますので、本当に小木だとか、竹だとかというようなものに限られてくるかと思います。いずれにいたしましても、今議員言われるように道路に直接放置すると災害が起こるかなと、あるいは人家や人命に危険を及ぼす状況だなど、こういうふうに認められるものにつきましてははっきり内部検討をさせていただいて、要望に添えるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 内部で十分検討をしていきたいということなので、まとめていきたいと思っておりますが、近年全国のどこかで必ず、必ずって言ったらかおかしいですけども、豪雨等で大規模の災害が毎年のように発生しているかというふうに思います。こうした災害の大きな要因が単なる温暖化による豪雨とか、また長雨、そういったことだけでなく、ここ四十数年来農林業の衰退なり、またバブル経済当時ゴルフ場や別荘地の造成等々、隣地の乱開発、これによってこういった災害の大きな要因になっているというふうに私は思っております。

特に緑のダムと言われている森林や山林の維持管理ができなくなっていると、また自然のため池と言われている水田が耕作放棄地となって全国でも増えていると、こういった治水や保水能力が著しく低下して行く中で豪雨とか長雨によって一気に増水すると、そういった状況が今日全国で毎年のように大被害になっている洪水等の要因になっているのではないかなというふうに私は思っています。こうした現状をすぐに変えていくということは、それこそ四十数年前の状況に戻すとか大変な状況がありますので、こうしたことは不可能に近いかなというふうには思うのですが、いずれにしましても国や国交省等の主導で土砂災害危険区域等の指定をして、マスコミ等を通じましてハザードマップを利用して避難場所や避難経路を

確認しておいてくださいと、増水しても最終的な段階では少しでも命の助かる可能性の高い行動を取ってくださいと、こういったことだけでは行政としては無責任だというふうに思います。いつ何どきにあっても住民の命、安全が脅かされることのないように事前に対策を施すと、これが真の防災対策だというふうに思います。

秩父県土整備事務所管内の国交省の地滑り防止区域、秩父地域の中で14か所指定されております。そのうち12か所が皆野町内に集中しております。既に工事が終わっている概成箇所や現在工事中の区域もありますが、未施工の区域もまだまだあります。野巻地内の災害箇所も防災区域の地滑り防止対策区域にも入っています。ぜひ先ほど申し上げたのですが、早期に復旧なり安全対策を取られますように県のほうに強く働きかけをしていただきたいと。

盛土の関係なのですが、取りあえず今回の調査では野巻地内の1か所を県のほうに報告するということなのですが、金沢地内で発生した大規模の土石流災害ももう既に発生しておりますので、特に下流域に住宅等がある箇所の盛土につきましては、規制を強化するとか、そういった条例等の改正をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

また、小河川や土石流危険渓流の流木等の撤去の関係なのですが、内部で十分検討していきたいということなのですが、土石流危険渓流についてはこれは町だけの管理ではなくて、県の管理でもあろうかと思えます。そういったことも含めまして、予算等も含めまして、県のほうにも働きかけて、具体的にそういった流木の撤去等が行えるよう、ぜひ県への働きかけを強める中で実施できるように要望させていただきたいというふうに思います。

また、内水氾濫の関係なのですが、今年度2か所浚渫工事を予定しているのですが、ぜひ今日までも富沢なり、また滝の入沢川なり、堆積土の撤去を行ってきていただいておりますが、定期的に調査をしていただきまして、堆積土の撤去等災害防止に努めていただきたいというふうに思います。

また、小さな水害防止の工事等につきましても、ぜひ台風シーズン前に工事が施工できますように要望させていただきたいというふうに思います。

通学路の安全対策の関係なのですが、今回の調査では17か所が調査結果として挙がっているということなのですが、その安全対策としては看板の設置なり、また路面標示、そういった対策を図っていきたいということなのですが、根本的な安全対策というのは、やはりガードレールなり縁石等で車道と分離した通学路の整備にあろうかというふうに思います。しかし、この歩道の整備等につきましては多額な予算なり、また時間も必要となろうかと思えます。それまでの間の安全対策として、先ほど答弁いただいたような形で考えているということだろうとは思いますが、既にグリーンベルト等による路面標示とありますが、安全の啓発標示もされてきておりますが、それ以外で当面の安全対策として、例えばラバーポールですか、それとか通学時間帯を区切って速度制限を設けるとか、そういった規制もしていく必要があろうかと思えますが、そういったことも含めて当面の安全対策について再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で申し上げましたように、今年度につきましてはその17か所の中で路面標示、これについては建設課で行います。飛び出し注意等の看板につきましては、総務課で現予算の中で行うということになってございます。

また、通学路の時間帯の速度制限等につきましては、歩行者、車両の通行実態や交通事故等の発生状況

を基に県、警察、道路管理者、地域住民と協議、調整が必要になってまいります。そのようなことから、今後考慮してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

最後は要望になりますが、この間、先ほど答弁の中にもあったのですが、三沢地内の県道長玉線における歩道整備を含めた道路改良、当初予定で2年ぐらい今遅れているかなというふうに思うのですが、ぜひこの促進を進めていただきたいと、また下戰場塩貝戸線における歩道橋の設置を含めた歩道の整備、これにつきましてもぜひ具体的な前進が見られるよう働きかけをお願いしたいというふうに思います。

また、他の県道におきましても歩道の未整備箇所、また現在通学路になっている県道におきましても側溝の蓋の傷み、そういった場所も見受けられます。

ぜひ当面する通学路の安全対策と併せまして、県道における歩道の整備、これが早期に実現できるよう県のほうへの働きかけも強めていただきまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員） 次に、日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は認定第1号から第4号までの4件、議案第20号から第25号までの6件、承認第7号の1件、同意第3号の1件、以上12件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

これより日程に従って議事に入ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員） これから令和2年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案をご審議いただきますが、吉橋富造代表監査員に出席していただいておりますので、ご承知願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時37分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（若林光雄議員） 認定第1号から認定第4号の上程、説明を行います。

日程第7、認定第1号 令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 令和2年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長に提案理由の説明と併せて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、吉橋富造代表監査委員にご出席をさせていただいております。

主要な施策の成果報告書を併せてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 白石純一登壇〕

○会計管理者兼会計課長（白石純一） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。決算書の1ページを御覧ください。歳入決算額は56億3,751万4,651円、歳出決算額は54億554万8,136円、歳入歳出差引残額は2億3,196万6,515円、翌年度に繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額1,155万1,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策、道路橋梁点検業務、洪水ハザードマップ作成業務に係る財源額でございます。歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は2億2,041万5,515円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。16ページをお開きください。事項別明細書歳入につ

きましては、左のページ、款、項、目、節の欄と右のページの収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄にてご説明申し上げます。

款1町税、収入済額10億5,271万3,178円は、前年度に比べ2,451万7,494円、2.3ポイントの減、不納欠損額は310万8,994円、収入未済額は6,871万9,803円で、固定資産税が75%、町民税が22%を占めております。

下段、款2地方譲与税、収入済額4,312万3,000円は、前年度に比べ297万4,997円、7.4ポイントの増でございます。

18ページに移ります。下段、款6法人事業税交付金は、令和2年度から新設され、県からの交付額は628万1,000円でございます。

次の款7地方消費税交付金、収入済額2億1,675万9,000円は、前年度に比べ3,699万2,000円、20.6ポイントの増でございます。

20ページに移ります。下段、款12地方交付税、収入済額16億3,690万5,000円は、前年度に比べ1億4,158万6,000円、9.5ポイントの増でございます。内訳は、普通交付税が15億62万4,000円で、前年度に比べ1億8,041万3,000円の増、特別交付税は1億3,628万1,000円で、前年度に比べ3,882万7,000円の減でございます。

22ページに移ります。上段、款14分担金及び負担金、収入済額1,908万2,718円は、前年度に比べ4,111万5,622円、68.3ポイントの減、収入未済額は31万7,430円でございます。収入済額減の要因としては、項1負担金、目2民生費負担金、節1児童福祉費負担金、備考欄、保育所児童保護者負担金929万1,730円では、前年度比1,207万1,470円の減、これは令和元年10月以降、3歳児から5歳児までの保育料が無償化となったことによるものでございます。

また、目4教育費負担金、節1学校費負担金、備考欄、学校給食費保護者負担金500万8,804円では、前年度比2,906万3,997円の減、これはコロナ禍における経済的支援として給食費を免除したことによるものでございます。

下段、款15使用料及び手数料、収入済額4,276万2,838円は、前年度に比べ567万7,525円、11.7ポイントの減、収入未済額は886万3,420円でございます。

26ページに移ります。款16国庫支出金、収入済額17億5,765万7,956円は、前年度に比べ13億8,297万8,659円、369.1ポイントの増でございます。収入済額増となったものを挙げさせていただきます。下段、項2国庫補助金から目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金、備考欄、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金1,128万円は新型コロナウイルス感染症関連、28ページに移りまして、節4災害救助費国庫補助金、備考欄、災害等廃棄物処理事業国庫補助金1,998万2,000円は、令和元年台風19号関連の繰越し事業、目2衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金、備考欄3行目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金369万9,000円は新型コロナウイルス感染症関連、続いて中段、目5教育費国庫補助金、節1教育費国庫補助金、備考欄では4行目、学校施設環境改善交付金988万7,000円はトイレ洋式化、次の行からはICT教育及び新型コロナウイルス感染症関連で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金931万1,000円は、ネットワーク環境の増強で前年度からの繰越し事業、公立学校情報機器整備費補助金2,105万5,000円はタブレット購入、学校保健特別対策事業費補助金568万5,000円は臨時休業からの学校再開、教育活動維持に充てられており、続く目7総務費国庫補助金、節1総務費国庫補助金、備考欄4行目、特別定額給付金給付事業費国庫補助金9億5,999万6,938円と、地方創生臨時交

付金 3 億 3,526 万 2,000 円は、新型コロナウイルス感染症関連でございます。

次に、目 10 商工費国庫補助金、節 1 商工費国庫補助金、備考欄は魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業国庫補助金 1,827 万 5,400 円でございます。

30 ページに移ります。款 17 県支出金、収入済額 2 億 7,637 万 14 円は、前年度に比べ 5,984 万 3,850 円、17.8 ポイントの減でございます。主なものとしまして、項 1 県負担金では、目 2 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金、備考欄、障害者自立支援給付費県負担金 5,426 万 2,996 円、節 3 子ども・子育て支援給付費県負担金、備考欄、子どものための教育・保育給付費県負担金 4,091 万 9,199 円でございます。

項 2 県補助金では、目 1 総務費県補助金、節 1 町営バス運行対策費県補助金、備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金 1,334 万 4,000 円、32 ページに移りまして、目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金、備考欄 3 行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金 1,125 万 2,112 円でございます。

34 ページに移りまして、項 3 県委託金では、目 1 総務費県委託金、節 2 徴税费県委託金、備考欄、個人県民税徴収取扱費県交付金 1,538 万 9,963 円でございます。

下段、款 18 財産収入、収入済額 770 万 8,875 円は、前年度に比べ 113 万 3,261 円、12.8 ポイントの減でございます。主なものとしまして、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地建物貸付収入、備考欄、土地貸付収入 564 万 573 円でございます。

36 ページに移ります。中段、款 19 寄附金、収入済額 590 万 1,000 円は、前年度に比べ 1,084 万 9,847 円、64.8 ポイントの減でございます。

款 20 繰入金、収入済額 3,875 万 9,971 円は、前年度に比べ 2 億 10 万 2,941 円、83.8 ポイントの減でございます。主なものは、項 1 基金繰入金、目 1 公共施設整備基金繰入金 1,785 万 4,000 円と、目 2 地域福祉基金繰入金 1,000 万円でございます。

38 ページに移ります。中段、款 21 繰越金、収入済額 2 億 7,568 万 3,410 円は、前年度に比べ 9,266 万 7,816 円、50.6 ポイントの増でございます。

款 22 諸収入、収入済額 5,418 万 5,492 円は、前年度に比べ 633 万 115 円、10.5 ポイントの減でございます。主なものとしては、項 3 貸付金元利収入、目 1 育英奨学資金貸付金元利収入、節 1 育英奨学資金返還金 690 万円と、40 ページに移りまして、項 5 雑入、目 1 雑入、節 3 市町村振興協会交付金 1,314 万 1,000 円、節 5 雑入、備考欄下から 4 行目、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 909 万 4,148 円でございます。

下段、款 23 町債、収入済額 1 億 6,372 万 8,000 円は、前年度に比べ 627 万 2,000 円、3.7 ポイントの減でございます。

以上の結果、42 ページに移りまして、最下段でございます。歳入決算額は 56 億 3,751 万 4,651 円、前年度に比べ 12 億 9,663 万 9,418 円、29.9 ポイントの増でございます。

次に、44 ページ、歳出に移ります。事項別明細書歳出につきましては、左のページ、款、項、目、節の欄と右のページの支出済額、備考欄にてご説明申し上げます。

款 1 議会費、支出済額 7,168 万 1,425 円は、町議会の運営に要したものでございます。

下段、款 2 総務費、支出済額 15 億 314 万 6,918 円は、一般的な管理事務や企画調整事務、財務管理などに要したもので、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額 10 億 9,361 万 7,545 円の主なものは、46 ページに移りまして、節 2 給料から節 4 共済費までの特別職及び一般職の人件費と、48 ページに移りまして、上段、節 18 負担金、補助及び交付金、備考欄の中ほど、特別定額給付金 9 億 5,660 万円でございます。

中段、目 2 文書広報費、支出済額 1,137 万 55 円は、広報紙発行や町ホームページ運用などの経費でござ

います。

50ページに移ります。中段、目4財産管理費、支出済額4,257万1,742円は、庁舎をはじめとした町有財産の維持管理経費でございます。

52ページに移ります。下段、目7企画費、支出済額1億1,755万9,689円の主なものは、54ページに移りまして、節12委託料、備考欄、地域おこし協力隊委託料458万7,136円、節13使用料及び賃借料、備考欄3行目、持家住宅用地借上料1,056万125円、節18負担金、補助及び交付金、備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,459万6,000円、3行目、地域づくり奨励事業補助金1,226万7,000円、5行目、子育て世帯定住促進奨励補助金2,450万円でございます。

56ページに移ります。中段、項2徴税費、支出済額9,038万243円は、税の賦課徴収に要したもので、目1税務総務費は人件費が主なものでございます。

58ページに移りまして、目2賦課徴収費は業務委託が主なものでございます。

62ページに移ります。項7運行管理費、支出済額3,719万9,542円は、町営バスの運行に要したもので、節12委託料、備考欄、運行業務委託料2,866万3,626円が主なものでございます。

下段、款3民生費、支出済額13億366万4,891円は、障害者、高齢者及び児童の福祉や国保年金事務などに要したもので、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、支出済額3億7,987万9,604円の主なものは、64ページに移りまして、下段、節18負担金、補助及び交付金、備考欄4行目、障害者自立支援給付費負担金2億1,218万8,756円、66ページに移りまして、節19扶助費、備考欄2行目、重度心身障害者医療費2,411万9,848円でございます。

下段、目3老人福祉費、支出済額1億9,490万7,404円の主なものは、節7報償費、備考欄2行目、長寿祝金907万円と、68ページに移りまして、節27繰出金、備考欄、介護保険特別会計繰出金1億6,832万3,023円でございます。

目4国保・年金事務費、支出済額2億587万3,883円の主なものは、節18負担金、補助及び交付金、備考欄2行目、後期高齢者医療療養給付費負担金9,875万2,887円と、節27繰出金、支出済額8,437万6,692円の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

続く目5老人福祉センター費、支出済額1,080万1,379円は、老人福祉センター長生荘の維持管理、運営業務に要したものでございます。

70ページに移ります。中段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、支出済額3億5,404万9,947円の主なものは、節12委託料、備考欄、72ページに移りまして、2行目、子どものための教育・保育委託料2億599万2,542円、また節18負担金、補助及び交付金には新型コロナウイルス感染症の影響に係る国庫補助金交付金活用事業が含まれておりまして、備考欄中ほどから子育て世帯への臨時特別給付金1,018万円、子育て応援給付金2,745万円、新生児臨時特別定額給付金470万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金347万6,044円がでございます。

次の節19扶助費、支出済額3,013万7,236円は、こどもの医療費、ひとり親家庭等医療費でございます。

下段、目2児童措置費、支出済額1億2,189万3,274円の主なものは、節19扶助費、備考欄、児童手当1億2,114万5,000円でございます。

74ページに移ります。項3災害救助費、目1災害救助費、支出済額3,609万8,400円は、節12委託料、備考欄、災害等廃棄物処理事業業務委託料でございます。これは、令和元年度からの繰越し事業で、台風19号による災害の倒壊家屋や土砂撤去に要したものでございます。

款4衛生費、支出済額3億5,967万340円は、保健衛生や清掃、上水道に要したもので、項1保健衛生費1億4,459万251円の主なものは、目1保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円、下から2行目、医療機関緊急支援事業給付金660万円、76ページに移りまして、目2予防費、節12委託料、備考欄1行目、住民健診委託料1,676万5,079円、3行目、予防接種委託料2,382万5,128円、目3環境衛生費、78ページに移りまして、中段、節18、備考欄1行目、広域市町村圏組合斎場費負担金1,289万3,000円でございます。

80ページに移ります。項2清掃費、支出済額1億941万9,089円の主なものは、目2塵かき処理費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、広域市町村圏組合清掃費負担金6,186万円、目3し尿処理費、節18、備考欄、皆野・長瀬下水道組合し尿処理負担金4,504万円でございます。

続いて、項3上水道費、目1上水道費、支出済額1億566万1,000円の主なものは、節18負担金、補助及び交付金、備考欄下から3行目、広域市町村圏組合高料金対策補助金2,814万8,000円と、節23投資及び出資金、備考欄、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金7,180万円でございます。

82ページに移ります。款6農林水産業費、支出済額1億233万1,164円は、農業委員会の活動や農林業の振興に要したものでございます。

項1農業費、支出済額4,520万2,538円の主なものは、目1農業委員会費、目2農業総務費、目3農業振興費では人件費、84ページに移りまして、中段、節12委託料、備考欄は施設管理業務に係る委託料、節18負担金、補助及び交付金、備考欄は農業振興に係る補助金交付金でございます。

86ページに移ります。項2林業費、支出済額5,712万8,626円の主なものは、目1林業振興費では、節14工事請負費808万7,200円、山村生活安全対策工事でございます。

目2林道整備費では、節12委託料、備考欄、測量設計調査委託料1,013万1,000円で、林道二本木線ほか2件分と、節14工事請負費3,079万3,400円、これは林道二本木線災害復旧工事ほか8件の工事費でございます。

88ページに移ります。款7商工費、支出済額2億4,230万6,336円は、商工業や観光の振興に要したもので、項1商工費、目2商工振興費、支出済額1億7,610万6,807円の主なものは、節18負担金、補助及び交付金1億7,395万4,635円で、コロナ禍における地域の消費活性化や各種事業者への支援に係るものが多くを占めております。

90ページに移ります。目3観光費、支出済額5,145万1,749円の主なものは、節12委託料、備考欄最終行、事務事業委託料1,827万5,400円、これは魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業で、国庫補助金の10分の10の充当事業でございます。

節14工事請負費1,795万2,000円は、日野沢川ふれあい広場整備工事ほか2件の工事費でございます。

92ページに移ります。款8土木費、支出済額4億4,412万8,987円は、道路や橋梁、河川、都市計画及び町営住宅に要したものでございます。

94ページに移りまして、中段から項2道路橋りょう費、目2道路維持費、支出済額4,858万8,365円は主に節14工事請負費3,995万9,883円で、25件の工事費でございます。

96ページに移ります。目3道路新設改良費、支出済額1億1,534万6,477円は主に節12委託料では、3路線分の測量設計費、節14工事請負費では6路線分の工事費、節16公有財産購入費では土地購入費7路線分、節21は物件補償費でございます。

中段、項3河川費、支出済額803万7,300円の主なものは、節14工事請負費、河川8か所の工事費でござ

います。

項4都市計画費、支出済額2億1,343万9,603円の主なものは、目2公共下水道費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金2億977万円でございます。

98ページに移ります。中段、款9消防費、支出済額2億6,723万5,648円は、消防署や消防団、消防施設及び災害対策に要したもので、項1消防費、目1常備消防費、支出済額1億9,015万6,000円は、秩父広域市町村圏組合への負担金でございます。

目2非常備消防費、支出済額2,786万492円の主なものは、節1報酬、備考欄、消防団員手当1,023万2,448円でございます。

100ページに移ります。下段、目4災害対策費、支出済額4,465万645円の主なものとして、節10需用費、備考欄、消耗品費1,371万264円の大半は、町指定避難所、地域避難所のコロナ禍における感染防止対策用品や備蓄品の購入に充てられております。

102ページに移りまして、節17備品購入費1,530万2,100円のうち、916万8,500円は地域避難所防災倉庫26基分の購入費でございます。

続いて、款10教育費、支出済額6億7,711万464円につきまして、項1教育総務費、目2事務局費、支出済額1億2,403万7,929円の主なものは、節1から節4の人件費のほか、104ページに移りまして、下段、節17備品購入費1,682万7,470円では電子黒板や大型モニター、実物投影機といったICT教育関連経費が大半を占めております。

106ページに移ります。中段、項2小学校費、支出済額1億6,914万5,881円は、町立皆野小学校と国神小学校、三沢小学校の3校に要したものでございます。主なものとしまして、目1学校管理費、節10需用費、備考欄、消耗品費1,684万1,663円の多くは、各校のコロナ禍における感染防止対策用品の購入に充てられており、108ページに移りまして、中段下、節14工事請負費4,461万7,059円は、皆野小学校の情報通信ネットワーク環境整備、国神小学校と三沢小学校のトイレ洋式化など15件の工事費で、節17備品購入費、備考欄、3,691万1,878円では学習用タブレットの購入費が大半を占めております。

110ページに移ります。項3中学校費、支出済額6,848万4,351円は、町立皆野中学校に要したもので、主なものとしては112ページに移りまして、節14工事請負費993万6,630円は、情報通信ネットワーク環境整備など4件の工事費で、節17備品購入費、備考欄、1,879万8,874円では学習用タブレットの購入費が大半を占めております。

下段、項4幼稚園費、支出済額5,970万6,690円は、町立皆野幼稚園に係る人件費と施設の維持管理に要したものでございます。

116ページに移ります。項5社会教育費、支出済額6,209万4,681円は、人権教育や公民館、文化財保護、総合センター、文化会館の管理運営に要したものでございます。

122ページに移ります。下段、項6保健体育費、支出済額1億8,956万3,183円は、マレットゴルフ場などの社会体育施設や学校給食センター、温水プール及び柔剣道場などの管理運営に要したもので、目1保健体育総務費、支出済額5,415万6,595円の主なものは、124ページに移りまして、中段、節14工事請負費3,086万2,480円で、マレットゴルフ場新設に係る3件の工事費でございます。

目2学校給食費、支出済額7,901万5,575円の主なものは、節10需用費、備考欄、126ページに移りまして、備考欄5行目、給食の賄材料費3,533万740円でございます。

下段、目3温水プール費、支出済額5,120万7,338円の主なものは、節1から節4の人件費と、128ページ

ジに移りまして、節10需用費、備考欄5行目、施設修繕料502万3,590円や、節14工事請負費386万384円で、トイレ改修工事ほか1件の工事費でございます。

130ページに移ります。上段、項7育英奨学資金費348万円は、年間の貸付金額でございます。

下段、款12公債費、支出済額3億3,505万3,925円は、政府の財政融資資金ほか6件の長期債借入元金及び利子の償還金でございます。

132ページに移ります。款13諸支出金、支出済額9,618万9,038円は、中段、項2基金費、目1から、134ページに移りまして、目9まで9つの基金への積立金でございます。

以上の結果、歳出決算額は54億554万8,136円、前年度に比べ13億4,035万6,313円、33ポイントの増でございます。

続いて、137ページ、国民健康保険特別会計に移ります。認定第2号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は11億1,233万3,586円、歳出決算額は10億4,805万2,210円、歳入歳出差引残額6,428万1,376円、翌年度に繰り越すべき財源額はございません。よって、翌年度への繰越額は6,428万1,376円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。146ページをお開きください。歳入でございます。款1国民健康保険税、収入済額1億6,710万8,125円は、前年度に比べ990万1,387円、5.6ポイントの減、不納欠損額は63万1,300円、収入未済額は2,916万6,484円でございます。

最下段、款4国庫支出金、収入済額99万2,000円は、前年度に比べ47万7,000円、92.6ポイントの増でございます。これは、148ページに移りまして、項1国庫補助金、目2災害臨時特例補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税軽減措置の減収分が対象でございます。

款5県支出金、収入済額8億3,546万1,942円は、前年度に比べ637万1,856円、0.8ポイントの増でございます。これは、項1県補助金、目1保険給付費等交付金で、内訳は節1普通交付金7億9,052万8,942円と、節2特別交付金4,493万3,000円、特別調整交付金でございます。

次に、中段、款7繰入金、収入済額5,349万6,692円は、一般会計からの繰入金で、前年度に比べ272万5,937円、4.8ポイントの減でございます。

次に、下段、款8繰越金、収入済額5,091万3,904円は、前年度に比べ5,692万2,132円、52.8ポイントの減でございます。

続く款9諸収入、収入済額436万159円は、前年度に比べ327万7,102円、302.6ポイントの増で、150ページに移りまして、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金、目4一般被保険者返納金が収入済額増の要因でございます。

以上の結果、歳入決算額は11億1,233万3,586円、前年度に比べ5,942万3,648円、5.1ポイントの減でございます。

次に、152ページ、歳出に移ります。款1総務費、支出済額2,203万6,800円は、人件費及び電算処理業務委託等に要したものでございます。

154ページに移ります。中段、款2保険給付費、支出済額7億8,769万3,707円は被保険者の療養給付費や高額療養費が主なものでございます。

156ページに移ります。下段、款3国民健康保険事業納付金、支出済額2億1,948万4,287円は、被保険者医療納付金や後期高齢者支援金、介護納付金でございます。

158ページに移ります。下段、款6 保健事業費、支出済額1,267万3,324円は、主に項1 特定健診事業費では特定健診に係るもの、項2 保健事業費では生活習慣病予防に係るものでございます。

160ページに移ります。中段、款9 諸支出金、支出済額616万3,943円の主なものは、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金、節22償還金、利子及び割引料、備考欄、国保・保険給付費等交付金過年度返還金438万3,143円でございます。

162ページに移ります。以上の結果、歳出決算額は10億4,805万2,210円、前年度に比べ7,279万1,120円、6.5ポイントの減でございます。

続いて、165ページ、介護保険特別会計に移ります。認定第3号 令和2年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は11億5,852万8,567円、歳出決算額は11億261万4,101円、歳入歳出差引残額は5,591万4,466円、翌年度に繰り越すべき財源額はございません。よって、翌年度への繰越額は5,591万4,466円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。174ページをお開きください。歳入でございます。款1 保険料、収入済額2億2,943万370円は、前年度に比べ232万860円、1ポイントの減、不納欠損額は84万7,680円、収入未済額は1,001万2,790円でございます。

中段、款3 国庫支出金、収入済額2億5,798万8,031円の主なものは、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金1億8,445万7,698円と、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、備考欄、普通調整交付金4,965万3,000円でございます。

176ページに移ります。款4 支払基金交付金、収入済額2億8,171万5,567円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

款5 県支出金、収入済額は1億6,425万1,563円でございます。款3 国庫支出金から款5 県支出金までは、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

下段、款8 繰入金、収入済額1億6,832万3,023円は一般会計からの繰入金で、前年度に比べ188万8,331円、1.1ポイントの増でございます。

178ページに移ります。下段、款10繰越金、収入済額5,656万4,883円は、前年度に比べ1,041万1,409円、22.6ポイントの増でございます。

以上の結果、歳入決算額は11億5,852万8,567円、前年度に比べ659万4,692円、0.6ポイントの増でございます。

180ページ、歳出に移ります。款1 総務費、支出済額2,552万4,437円は人件費及び介護認定審査等に要したものでございます。

182ページに移ります。款2 保険給付費、支出済額9億9,193万5,247円は、各種介護サービスの給付費で、項1 介護サービス等諸費の主なものは、目1 居宅介護サービス給付費、備考欄3億1,990万5,216円、目3 地域密着型介護サービス給付費、備考欄、1億3,327万7,971円、目5 施設介護サービス費、備考欄、3億9,952万4,472円、最下段、目9 居宅介護サービス計画給付費は、184ページに移りまして、備考欄、4,375万4,571円でございます。

続いて、項2 介護予防サービス等諸費の主なものは、目1 介護予防サービス給付費、備考欄、2,357万3,297円でございます。

下段、項3 高額介護サービス等費の主なものは、目1 高額介護サービス費、186ページに移りまして、

備考欄、高額介護サービス等費2,091万3,685円でございます。

中段、項5特定入所者介護サービス等費の主なものは、目1特定入所者介護サービス費、備考欄、3,932万6,318円でございます。

最下段、款3地域支援事業費、支出済額5,040万3,362円は、介護予防事業と地域包括支援センターの運営などに要したもので、主なものは188ページに移りまして、項1目1介護予防生活支援サービス事業費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、介護予防生活支援サービス事業費負担金2,102万7,383円でございます。

中段、項2一般介護予防事業費、支出済額571万5,555円につきましては、コロナ禍の影響により前年度に比べ710万4,942円、55.4ポイントの減でございます。

192ページに移ります。中段、款6諸支出金、支出済額3,475万1,055円は、主に令和元年度に交付等を受けたものの、超過額を返還したものでございます。

以上の結果、歳出決算額は11億261万4,101円、前年度に比べ724万5,109円、0.7ポイントの増でございます。

続いて、195ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。認定第4号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は1億3,134万2,412円、歳出決算額は1億3,016万9,583円、歳入歳出差引残額は117万2,829円、翌年度に繰り越すべき財源額はございません。よって、翌年度への繰越額は117万2,829円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。204ページをお開きください。歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料、収入済額9,886万410円は、前年度に比べ21万8,390円、0.2ポイントの減、不納欠損額は1万2,270円、収入未済額は78万7,160円でございます。

款3繰入金、収入済額3,088万円は、一般会計からの繰入金で、前年度に比べ75万380円、2.5ポイントの増でございます。

206ページに移ります。以上の結果、歳入決算額は1億3,134万2,412円、前年度に比べ87万8,527円、0.7ポイントの増でございます。

208ページ、歳出に移ります。中段、款2後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額は1億2,856万3,488円で、この広域連合への納付金が歳出決算額の99%を占めております。

210ページに移ります。歳出決算額は1億3,016万9,583円、前年度に比べ119万8,920円、0.9ポイントの増でございます。

続く213ページから218ページまでは、一般会計及び特別会計の実質収支に関する調書でございます。

219ページから226ページまでの財産に関する調書は、公有財産、50万円以上の主な物品及び基金の増減内訳でございます。

227ページから最終240ページまでは、工事請負費、備品購入費の明細書でございます。これまでの事項別明細書、歳出の節14、節17支出済額の内訳となりますので、ご参照ください。

以上、認定第1号から認定第4号までの説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 続いて、代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

吉橋代表監査委員。

〔代表監査委員 吉橋富造登壇〕

○代表監査委員（吉橋富造） 代表監査委員の吉橋でございます。これより令和2年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

令和3年7月5日、町長から審査に付された令和2年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月5日、6日、7日、8日の4日間、会計管理者並びに各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された令和2年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と内海監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しを御覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（若林光雄議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時47分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎延会について

○議長（若林光雄議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

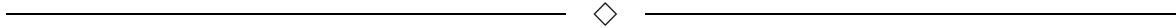
○議長（若林光雄議員） 次会日程の報告を行います。

明日14日は、議案調査のために午前中を休会とし、午後1時から本会議を開き、議案の審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、明日14日は、午前中休会とし、午後1時から会議といたします。



◎延会の宣告

○議長（若林光雄議員） 本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 3時48分

令和3年第3回皆野町議会定例会 第2日

令和3年9月14日（火曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第 1号 令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 令和2年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第20号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 7号 専決処分承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3号 教育委員会教育長の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、教育長挨拶

1、要望の審査

1、要望第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の採択についての上程、討論、採決

1、発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太	平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員	
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員		
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員		
9番	林	豊	10番	大澤	径	男子	議員
11番	四方田	実	12番	内海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	白石純一	教育長	新井孝彦
総務課長	長島弘	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	若林直樹	福祉課長	橋本賢伸
健康 課長	梅津順子	税務課長	太幡和也
参事兼 産業観光 課長	新井敏文	参事兼 建設課長	宮原宏一
教育次長	三橋博臣	代表監査 委員	吉橋富造

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田	巖
------	------	----	----	---

◎開議の宣告

(午後 零時58分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（若林光雄議員） 日程第1、認定第1号 令和2年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

- 5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。3点ほど質問をさせていただきます。

まず、別冊の主要な施策の成果報告書14ページから17ページにある施設の利用状況に関連して質問します。ほとんどの施設が前年度に比べ半減しています。もちろんコロナ感染の影響であることは明らかです。

15ページ、総合センターでは、利用できない期間もありましたが、今は感染対策をし利用者を半分にするなどして利用可能になっています。総合センターの使用料について質問します。他の施設と比しては全体的に使用料が高いという声を聞いています。例えば、特に和室Aについては、午後1時から5時まで、1,330円もかかります。もちろん広さも関連してくるのですが、私は町の施設、運動場や運動公園など、本来なら町民は無料にすべきと考えています。受益者負担ということも言われていますけれども、総合センターの使用料は全体的に見直しを行い、町民がもっと安い料金で公民活動が行われるようにしていただきたい、それが1点です。

次は決算書の80ページ、目4母子保健費、負担金、補助及び交付金、一番上の段にある妊婦健康診査費補助金10万7,320円に関連して、当町ではほかに妊婦への支援は何か行っているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから3番目は、決算書、最後のほうに、226ページに基金の欄があります。その中の真ん中辺に、森林環境整備基金というのがありまして、令和2年度末現在高は768万9,051円となっています。令和2年度の森林環境譲与税は641万4,000円でした。基金として積み立てられた金額が587万5,495円、使われた金額は53万8,504円だけです。この53万8,504円は、秩父地域森林林業活性化協議会の負担金として歳出しています。こうしていくと、今度令和3年度の決算では、この基金というのは、単純に考えますと1,350万円ぐらいになっていきます。そこでお聞きしたいのは、現在は森林活性化協議会で持ち山意向調査なども行っていますが、町は基金を積み立てるだけではなく有効活用していただきたい。地球温暖化で災害の危

険性が言われている中で、災害が起きそうな危険な森林から整備していくことや、3月議会で私質問したように、道路脇の木が電線を直撃して停電を引き起こした千葉県の例から、電線周辺の危険木を伐採する事業など、この森林環境譲与税を使って何ができるのか考えて、計画を立てて、ぜひ実行していただきたいのですが、いかがでしょうか。その3点、よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山知子議員のお尋ねの総合センターの使用料についてお答え申し上げます。

ご指摘の総合センターの使用料、和室のAの例を出していただきまして、高いのではないかというご指摘でございました。施設の使用料につきましては、公共の施設の使用の対価として頂戴をしているものでございます。常山議員ご指摘のとおり、受益者負担という原則に基づいております。

使用料の設定につきましては、他の貸館施設、文化会館であるとか勤労福祉センターの会議室等、類似の施設もございます。そういったところを総合的に権衡を図りながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 5番、常山議員さんのご質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税の使い道ということでございます。森林環境譲与税につきましては、平成元年度に創設された制度でございます。この使途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることということにされております。こうしたことから、本来であれば森林の整備に充てるというのが第一の目的でございます。ただ、制度ができてから、具体的にどういった事業に充てていくかということで検討しているわけですが、当初額も少ないということで、取りあえずは基金に積み立てているという状況でございます。近隣の市町におきましても、こういった形で使っていこうかということで、今年度、担当同士協議というのでも進めております。そうした中で、県のほうでもいろんな森林の補助金等があるわけですが、森林環境譲与税の8割を森林整備に充当しない場合には、そういった補助金が受けられないという方針も示されております。そうしたことから今年度、先ほど申しましたように、1市4町の担当者でその辺の使い道について検討しております。

また、議員さんから申されましたように、危険森林、防災面というのですか、そういった伐採もどうかということで、これが環境譲与税の目的に該当するかどうか、これ辺りもその会議の中で議論されているところでございます。議員さんがおっしゃいますように、今後は有効に使えるよう、今年度を中心に検討して、来年度以降は具体的にその辺りが示せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 5番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

妊婦に対する支援と申しますと、昨年度は健診のほかに、経済的な面ということではマスクのほうを配布いたしました。経済的ということではないのですが、妊娠届のときに保健師が妊婦さんと面接をし、必要に応じて地区担当の保健師が訪問したり相談に乗ったりということは随時行っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） まず最初の、総合センターの和室の利用料とか高いということで声を聞いています。それで私も調べてみたのですけれども、公民活動が盛んな秩父市の原谷公民館というのがあるのですけれども、あそこの和室、広さ36畳あるというのですけれども、そこですと同じ時間、皆野町の場合、総合センターの場合は1,330円かかります。午後1時から5時まで、1,330円かかるのです。だけれども、原谷公民館ですと、和室は640円です、その時間帯。ですから、本当に公民館活動を盛んにしていくためには、ある程度のやはり値下げというか、私も本当に無料がいいということは何度も言っているつもりですけれども、もう少し皆さんが活発に公民館活動ができるような、そういう使用料にしていれば、やはりみんなもっと使おうとか、そういうことになると思いますので、検討していくということですから、ぜひほかのところも調べていただいたりしてやっていただけたらと思いますので、お願いします。

それから2番目の、母子保健費の妊婦さんに対する支援なのですけれども、マスクを配っていただいたとか、相談にいろいろ乗っていただいているというのはすごく大事なことかなと思うのですが、町は本当に生まれてきた子供への支援というのは大変充実している、子供たちに、生まれてきた子供たちの支援というのは本当に充実している。しかし、妊婦に対しては、何か支援をしてほしいのだと、そういう声を聞いているのです。それで、10か月、短い期間ですけれども、例えば小鹿野町なんかは、妊娠すると牛乳を配っているのです。それで飲んでもらって健康に、少しでもカルシウムを取ってもらおうということで牛乳を配っていると、そういうようなことを聞きました。ぜひ検討していただいて、そういうことも考えてみてもらえたらと思いますが、よろしくお願いします。

それから3番目の、これから来年度に向けていろいろと森林環境譲与税を使う、どういうふうに、何をできるかということを検討していくということですので、私、まず危険木、電線周辺の危険木を伐採する事業を、東京電力といろいろ相談をして、秩父市がやっているように、ぜひ検討してください。歩いて外を見てみると、電線が大きな木に垂れ下がっている、ここは危険だなというところは本当に何か所も見られます。そういう面では、こういうせっかく来ている税金を無駄なく使ってもらえたら、本当に住民も安心して、風台風と言われるような、そういうのが起こったときの対策としてやっていただきたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

私はいいです。以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 私、歳入のほうで16ページ、項1町民税、目1の個人、法人ありますけれども、あと項2固定資産税、これの歳入未済額が前年より多いように思うのですけれども、これの内容を説明してください。

それから、25ページ、項1目4土木使用料の町営住宅の使用料なのですけれども、今年現年度分の収入未済額はゼロということで本当によかったと思っているのですけれども、過年度分が30万9,200円の収入がありますけれども、まだまだ870万円の収入未済額が残っております。この金額は一体何人くらいでこんな大きな金額になっているのか、それを教えてください。

以上、2点です。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 10番、大澤議員さんからご質問のございました町税の収入未済額につきましてお

答え申し上げます。

まず、町税の収入未済額ですが、総額で6,871万9,803円で、昨年度と比較いたしますと、1,533万1,454円増加をしております。そのうち項2の固定資産税の収入未済額につきましては、5,165万6,603円となりまして、昨年度と比較し1,340万8,662円増加をしております。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症によります社会経済状況を反映したものとなっているものと思われまます。なお、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響によります徴収猶予の特例制度というものがございました。これは、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間徴収の猶予を受けることができるというもので、こちらの特例制度の影響も大きいものと考えられます。

なお、無財産、生活困窮、所在不明と、徴収が困難な者に関しましては執行停止などの、法令に基づき適正な対応を行っておりますが、担税力があるにもかかわらず納税されない方につきましては、財産調査を行いまして、差押えを実施しているところでございます。引き続き秩父県税事務所とも連携をしながら、納期内納付の促進、適正な滞納処分等、収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 10番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

ページ数でいきますと25ページ、町営住宅使用料過年度分でございます。これの滞納者は4人でございます。この滞納時期につきましては、平成16年11月から平成28年8月分までの家賃の滞納が4人ということでございます。建設課におきましては、担当者が戸別訪問、連帯保証人等への連絡を行い、訪問し、徴収をしています。特に納入意欲に欠ける方につきましては、積極的に戸別訪問等を行いながら、また保証人等も緊密に連絡を取りながら徴収をしております。今後も徴収ができるよう努めていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） コロナの関係で特例で猶予されているということで、その金額、固定資産税の場合には1,340万円ということがありましたけれども、これは結局、1年猶予されているといっても、今年度以降またそれは、要するに払わなければいけない税金になってくるわけですね。その辺の確認が一つ、お願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 10番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

こちらの特例制度につきましては、1年間猶予というものでございますけれども、その中で担保不要、延滞金免除というようなものもございまして、猶予しているものでございますので、納税はしていただくことになるものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 延滞金は免除されるとしても、その根本の固定資産税に関しては、要するに納税する方々は、結局同じ金額を納税しなければいけないということで、このコロナの状況で、まずほとんどの事業者なり、個人も含めてですけれども、経済的には大変厳しい中で、この金額をまた徴収していくことの難しさというものを大変感じております。ただ、コロナの厳しい中でも、要するに真面目に納税している方のほうがほとんどであるわけだから、そのことをよく踏まえて、きちんと納税しなければいけない

ものは納税していただくという姿勢は貫いていただきたいと思います。とっております。

それから、続きまして町営住宅のほうなのですけれども、先ほど4名とおっしゃいましたけれども、この方々は現在もまだ入居しているのかどうか教えてください。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 10番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

滞納者のうち、4名のうち3名は現在も入居しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 3名の方が入居している。4人で870万円ということですから、要するに1人幾らという細かいことまでは聞かつもりはありませんけれども、要するにこの3名の方は、これだけの金額の滞納していてもそのままいるということというのは、私にはどうやっても理解ができません。やっぱりその辺、町のいろんな条例なりなんなり必要なのかもしれないけれども、きちんと払っている方はきちんと住んでいただく、また滞納するような方にはやっぱりそれなりの対応ができるようなことをこれからぜひ建設課を中心に考えていただきたいと思います。その辺について何かお考えはございますか。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 10番、大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

徴収の訪問時に、滞納の大きい方に対しては、納める意欲がない方につきましては退去の話等もしておりますが、町営住宅の管理におきましては、公営住宅法に基づきまして実施しております。なかなかその中で、いろいろな内容等検討しておるのでございますが、いまだ3人の方につきましては多額の滞納が残っているということでございます。今後もいろいろな面で検討しながら実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 難しいということはおわかりました。それだとしたら、要するにこれから入る方に対してはきちんとその辺が間違いがないような対応をしていただくことを要望いたしまして、終わります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 3番。29ページお願いします。最上段になります。災害等廃棄物処理事業国庫補助金、1,998万2,000円補助いただいたみたいですが、どのように使われましたか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

これは、令和元年度の台風19号による金沢地内及び三沢地内の廃棄物、倒壊家屋等の撤去にかかった費用、また土砂の撤去にかかった費用に使用いたしました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） あのと、あそこは崩れまして、民間が造った道だからなかなかどうしたものかという議論が最初あったと思うのですけれども、これ、こういう補助をいただいて、うまくやれたという

ことですか。まず仮の道を取りあえず造ったりして、そこで費用がかかっています。それから、あの崩れた道は直せたのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんの再質問にお答えいたします。

道路につきましては、住宅地への通路につきまして今、総務課のほうで整備いたしまして、管理につきましては地元の住民の方へ任せております。あそこの位置に新しく造り直したものではありません。取付道路を生活道路として使用しています。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、違う場所に造ったということで、町が今回は何軒かのためにできる道をこしらえたということですか。あれに代わる、崩れた道に代わる。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんのご質問にお答えします。

そのとおりでございます。いわゆる崩れたところと反対側のほうからアプローチをして、住宅地のほうに道を町のほうで新設しました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それは、町が費用を出して工事をして仕上がって、管理が地元がするということであると、今度はその道は私道として残っていくわけですか。うなずかれています。そうだとすると、町はとにかくあのとき、何としてもあの方々に救済しないといけないということで新しい道を町費で造ったということで。今お尋ねしたような資金が使われてできたということでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんの再質問にお答えします。

道路につきましては、この事業とは別でございまして、町の単費として整備いたしました。これは、あくまで廃棄物ですので、ごみの処分費、泥の処分費に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうしますと、これとは別に、処分費でこれが、国からいただいて、どうにか処分費のほうに充てたと。道路のほうは、どこの資金を捻出いたしましたか。

○議長（若林光雄議員） 小杉議員、最後の質問になります。3回目なので。

総務課長。

○総務課長（長島 弘） 事業は、令和元年度の事業で行いまして、昨年度の決算になりますが、町の単費で行っております。

以上でございます。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） あのととき大変なことになったので、よくこういうお金が出てこないかという議論が議場で、先ほども常山議員から、あつたりしますけれども、こういうふうにやらなければならないこと

にはどんとやるという姿勢は、それは時にあったほうがいいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。



◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第2、認定第2号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第3、認定第3号 令和2年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第4、認定第4号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案について審議を終了いたしました。

吉橋代表監査委員におかれましてはご苦勞いただき、誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第5、議案第20号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第20号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

議案の後ろに改正条文の新旧対照表を添付いたしましたので、御覧ください。新旧対照表によりご説明いたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードの再交付の廃止、また個人番号カード再交付手数料の町歳入扱いの廃止を行うものです。今後は、手数料としての歳入ではなく、交付金としての歳入の扱いとなるものです。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番です。1点ちょっとお伺いしたいのですけれども、これは要するにマイナンバーについての交付だと思えるのですけれども、何か月か前かですけれども、お国のほうからみんなマイナンバーを取得したほうがいいよというような、勧めるような通知が、みんな個人個人の家に、私どもにも来たのですけれども、行ったと思えるのですけれども、これ、そのカードの再発行とかの手数料なのだろうけれども、町でマイナンバーを取得して、そのカードを申請している人が何%ぐらい、何人ぐらいというか、いらっしゃるか分かりますか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 11番、四方田議員さんの質問にお答えします。

令和3年8月1日現在、当町の交付枚数ですが、2,590枚、人口の27.49%です。

以上でございます。

〔「ありがとうございました。27.4%……」と言う人あり〕

○町民生活課長（若林直樹） 27.49%です。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） では、約4分の1の人しか取得していないということですよ、人口の。だから、なかなかこれも、再発行とかというのも、それも決め事ですからしょうがないですけども、町としてはあれですか、マイナンバーのカードを推進するように勧めていることなのですか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 国のほうでは、令和4年度末までにほとんどの方が個人番号カードを保有するというふうに勧めております。町としましても、月曜日の時間延長のときなどにも交付いたしております。町のほうも勧めております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第6、議案第21号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第21号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、個人番号カードを健康保険証として利用することが可能となったことによる改正でございます。

議案の後に、参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、御覧ください。第7条の改正は、受給者が医療を受ける際に受給者証の提示と併せて保険証の提出を求めていたものを、保険証の提出に代えて個人番号カードの提出も可能とするものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第7、議案第22号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 議案第22号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,637万4,000円を追加し、総額を45億9,493万2,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債の補正について定めたものでございます。

2 ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5 ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。グループウェア機器等賃貸借並びに老人福祉センター長生荘及び皆野町学童保育所の指定管理費について、期間及び限度額を定めるものでございます。

6 ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございます。臨時財政対策債の借入限度額を、発行可能額の決定に基づき減額するものでございます。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページをお開きください。まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。2段目、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、普通交付税2億3,331万2,000円の増額は、交付税の決定によるものでございます。なお、今年度の普通交付税交付額は16億4,870万円でございます。

最下段、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金285万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種期間延長に伴うもので、補助率は10分の10でございます。

その下、目7総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,159万8,000円の増額は、緊急事態宣言等による経済への影響を踏まえ、事業者支援分として追加で交付されるものでございます。

4 ページを御覧ください。2段目、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、産地パワーアップ事業費県補助金608万9,000円の追加は、町内ブドウ農家が行う施設整備に対する補助金の受入れでございます。

4段目、款20繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金5,479万4,000円の皆減、目4財政調整基金繰入金1億3,618万3,000円の皆減は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

最下段、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金140万円の追加及び5ページに移りまして目3介護保険特別会計繰入金539万6,000円の追加は、令和2年度繰出金の精算に伴うものでございます。

2段目、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金1億4,041万5,000円の増額は、令和2年度決算額の確定によるものでございます。

最下段、款23町債、項1町債、目3臨時財政対策債1,210万円の減額は、先ほど第3表、地方債補正でもご説明いたしましたが、臨時財政対策債の発行可能額の決定に基づくものでございます。

続いて、歳出に移ります。7ページを御覧ください。最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会

福祉総務費、節22償還金、利子及び割引料、8ページにまたがりますが、各種国庫・県負担金の過年度返還金1,023万円の追加は、令和2年度分の精算に伴うものでございます。

10ページを御覧ください。2段目、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、産地パワーアップ事業費補助金608万9,000円の追加は、歳入でもご説明したとおり、町内ブドウ農家が行う施設整備に対し補助金を交付するものでございます。

最下段、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金、中小企業応援給付金1,400万円の増額は、事業者支援分として追加措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、対象を拡大し給付を行うものでございます。

その下、目3観光費、節12委託料、花火打ち上げ委託料106万9,000円の追加は、町民の皆様にも少しも明るい気持ちになっていただこうと、町内各地域で花火の打ち上げを行うものでございます。

11ページに移りまして、1段目、節18負担金、補助及び交付金、秩父音頭まつり補助金420万円の皆減は、秩父音頭まつりの中止に伴うものでございます。

3段目、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費、町道補修工事費130万円の増額は、交通事故防止を図るため、路面標示の修復及び設置を行うものでございます。

その下、目3道路新設改良費、節12委託料110万円、節14工事請負費400万円及び節16公有財産購入費120万円の追加は、町道皆野18号線拡幅及び側溝の整備を行うものでございます。

14ページを御覧ください。2段目、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節14工事請負費、スポーツ公園野球場防球ネット改修工事費313万3,000円の増額は、ネット支柱の設置場所の変更に伴うものでございます。

最下段、款12公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金、利子及び割引料、長期債元金83万3,000円の増額は、令和3年5月に借り入れた減収補填債の元金償還金の追加でございます。

15ページを御覧ください。款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費、節24積立金、財政調整基金積立金（積立分）1億5,398万5,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

16ページからが給与費明細書、23ページが債務負担行為に関する調書、24ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 9ページ、項2児童福祉費、それからまたその後に行きまして13ページの教育費にも関係するのですが、実は今、生理の貧困ということで、生理用品も買えない家庭があるという問題が全国的に広がりました。埼玉県でも各社会福祉協議会に生理用品が贈られました。そして社協は、各学校にその用品を配置したと聞いております。そこで、その生理用品が学校のどこにあるのか、それが町民の中で、聞いてほしいということをおっしゃいました。そして、養護学校の中学の先生に、ちょっと直接会えなかったので間接的に伺ったところでは、子供たちにそのことについてはよく話をしていると、困ったときはすぐに来るのだよと言っている、そして体育の先生ともよく連携を取っている、そういうことを私に伝えてくれました。それは本当に、話を伺いながら、先生方が子供たちに寄り添っているなということが分かりました。でも、わざわざ養護の先生のところにもらいに行くのではなくて、できればトイレに置いてほしい、そういうふうには私は思います。なかなかその養護の先生が、トイレだと何か問題が

発生することも考えているということでトイレには置いていないそうですが、ぜひこれは学校でお話をし
ていただいて、トイレにどうなのかなということの問題提起していただきたいと思ひますし、県から来る、
そういう用品は、数が限られております。そしてこれから子供たちがずっと使っていくためには、数もな
くなってしまったときには、ぜひ学校のほうで、町でそれを用意していただいて配置をしていただきたい
と思ひますが、これは教育長ですか、どうでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 常山議員さんの質問にお答えしたいと思ひますが、生理の貧困の問題については私
も十分認識しておりますし、今ご指摘の学校でどこで管理するかということがやっぱり話題になりまして、
私も養護教諭にいろいろ話を聞くと、やはりトイレに置くことのよさと、それから反対派の課題である
とか、そんなこともお聞きして、現状は保健室で預かって、子供たちにいつでも要望に応じて配布する
という態勢であるというふうに認識しています。ただ、トイレトペーパーも今トイレに常設してある時代
ですし、問題はその時代時代で克服していくべきものだというふうに考えています。ただ、学校のい
ろいろな事情もありますし、基本的には校長が判断して、そういった学校を教育委員会は支援して
いくという立場であろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ありがとうございます。本当に子供たちに寄り添っている養護教諭の方の話も
聞けましたし、ぜひ子供たちが困らないように、これから楽しく学校生活を送れるように対応して
いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） ページ3、項2国庫補助金、節1新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
費国庫補助金、これあれですけれども、ワクチンの接種に関しては、最初はだいぶ混乱があった
ようなんですけれども、混乱があった中で秩父方式ではスムーズにいったかなというふうに私自身は
思うのですが、電話で予約を受付するのに100回だとか、もっとそれ以上かけてやっと通じた、
ラインでやっても通じなかった。それで高齢者、私も高齢者になりましたけれども、高齢者が、
ラインでやるとすぐスムーズにできたので、知り合いの人にラインで受付やってもらって
ワクチン接種やったという話を聞いております。

このワクチン接種に関しましてですけれども、今日ニュース聞いていましたら、3回目のワクチン
接種やるかどうか、今月17日ですか、専門部会でまた話合いをするようです。今回ワクチン
の接種をやって、そのときに秩父方式でこういう点はまずかったから反省しようとか
ということで、今後ワクチン接種をやることに関しまして、秩父方式ではこういう、
今までやったことのない、各自治体でやったことのないようなスムーズにできる
方法を考へているかどうかと。それから今、2回目やった、ワクチン接種をやった時
点での反省点、あったらお聞かせください。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 8番、新井議員さんのご質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、本当に初めてのことで、町民全員に2回接種する
ということ

で、どのぐらいのことになるのか、事務量から何から全て初めてでありました。そのため本当に試行錯誤を繰り返しながら、このやり方でやったら混乱を招いたのでこうにしようとか、今現在も同じことを1市4町の担当者と話し合いながら進めているところでございます。いろいろな反省点、やはり予約が殺到したということがあり、年齢別に区切ってみたり、コロナになったときに重症化する方から接種を始めましたが、クラスターが発生しやすい人から先にやったほうがいいのではないかと、いろいろな考え方があり、今いろいろ検討しているところでございます。

3回目の接種につきましても、まだはっきりと国から通知が来ておりませんので、まだ検討はしていませんが、恐らく3回目あるとしたら、高齢者からやるのか、それとも若い人からやるのかとか、その辺の接種の順番等についても話し合いながら、国の指示を待ち、1市4町で一番最適な方法で、ライン、コールセンターもどのようにやっていくのがいいのかというのを検討しながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 分かりました。とにかくいろいろと、3回目どういうふうになるか分かりませんが、町民の方々がスムーズにワクチン接種ができるように、ぜひ反省点を生かしながらくまくやっけていくようお願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 今回の補正につきましては、前年度の繰越金の決定と、あと地方交付税の普通交付税の決定、また国庫なり県補助金の増額等に伴う補正というふうに理解しております。その中で、10ページになりますが、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負補交の中で、中小企業応援給付金1,400万円の増額補正なのですが、たしか補正第2号でこれにつきましては1,000万円の追加ということで、これ専決処分でしたか、予算化されているかと思うのですが、今回増額する理由につきましては、国のほうの交付金のですか、その関係で、対象者を拡大して行うという説明がされたのですが、前年度もこの中小企業応援給付金、たしか取り組んできているかと思うのですが、どういうふうに支給条件が、対象者ですか、対象を拡大しようとしているのかお聞きしたいと思えます。

それと、同じく10ページなのですが、目3観光費、節12委託料なのですが、昨日町長のほうからも挨拶の中で触れられた打ち上げ花火の関係だと思うのですが、もう一度目的含めて、どこに委託する考えなのかお聞きしたいと思えます。

それと、11ページなのですが、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費なのですが、町道補修工事費ということで130万円の増額なのですが、その下に書かれております、交通安全施設補修工事費ということで、昨日も通学路の安全対策の中で建設課長のほうから答弁の中で触れられた件だと思うのですが、具体的には、路面標示とかということで答弁されているのですが、具体的に箇所づけなり、もう少し詳しい内容が分かりましたらお聞きしたいというふうに思えます。

それと、14ページなのですが、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節14工事請負費ですか、野球場の防球ネットの改修工事費に約313万円の増額補正ということなのですが、その理由としては、支柱の設置場所を変更するためということの説明なのですが、何で支柱を移設しなくてはならないの

か、当初の見積り等含めて甘さはなかったのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 12番、内海議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、予算書10ページの款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の節18、中小企業応援給付金1,400万円の増額でございます。これは、議員さんおっしゃいますとおり、補正の2号で同じ中小企業応援給付金1,000万円を計上してございます。このときの条件につきましては、令和3年1月から12月までの事業収入が前年または前々年の同月比で50%以上減少した月がある場合に該当になる、支給するという条件でございました。今回、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金（事業者支援分）1,159万8,000円が交付されるということから、この中小企業応援給付金の条件を拡大をいたしまして、50%減少した月、これを15%減少した月に広げております。それによりまして、今回補正をするものでございます。

それから、その下の花火打ち上げ委託料106万9,000円の計上ですけれども、これは、委託先につきましては町内にあります根岸火工さん、こちらを予定しております。以上でございます。

失礼しました。それと目的ですけれども、これは昨年来から新型コロナウイルスの影響によりまして、町の行事をはじめ、地域の行事等も軒並み中止を余儀なくされております。こうしたことから、コロナ禍において、地域住民、大分こういった状況下での生活が長引いておりますので、少しでも元気づけたいという発想から始まりまして、花火を各地域リレー方式で打ち上げるという計画をいたしております。町内6か所での打ち上げを予定をしております。期間につきましては、現在花火屋さんとも調整をしておりますが、10月の26日から31日、この間で打ち上げができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ページ数でいきますと11ページ、道路維持費の節14工事費130万円の増額でございます。昨日の内海議員さんの一般質問の中で私のほうでも答弁いたしましたが、道路安全点検の結果に伴いまして今回の補正をするというものでございます。昨日の答弁でも申しましたように、17か所の交差点等を点検をしております。そのうち路面標示等を行う箇所が13か所、これは「止まれ」とか停止線の薄くなっているところなどを引き直すということでございます。なお、総務課のほうでも、昨日の答弁で私も言いましたけれども、注意看板、「飛び出し注意」とか、そういうような看板も9か所設置するものでございます。

主な場所を言わせていただきたいと思います。場所につきましては、皆野2号線になります。飯野造園さんから、町道皆野15号線踏切を渡りまして、十字路がございます。そここのところの交差点の標示が薄くなっているものと外側線を引き直すというものでございます。もう一つ、皆野2号線で、アグリホールさんがございます。アグリホールさんからちょっと秩父寄りのほうに、そこにも十字路がございます。その十字路の、16号線のほうのところに停止線もなく、「止まれ」という路面標示もございません。そのところに「止まれ」と停止線を引くというものでございます。

続きまして、中大浜区の公会堂でございます。中大浜区の公会堂出てくるところに丁字路がございます。ここにも停止線等がございます。これにつきましても停止線と誘導線を引くものでございます。

続きまして、町民運動公園のところ、皆野5号線がございます。皆野5号線、富田木工さんの裏のところ、丁字路がございます。この丁字路につきましても、停止線と「止まれ」の標示が薄くなっているものがございます。そのものを替えるものでございます。

続きまして、皆野11号線、腰区になります。大曾根商事さんのところの、国道140号に出るところに停止線がございます。この停止線がなくなっておりますので、それを替えるものでございます。

最後になりますけれども、これは根岸区になるかと思えます。皆野交番の裏のバッティングセンターさんのところに十字路がございます。この十字路につきましても停止線等、「止まれ」の標示がございますので、ここに停止線と「止まれ」を引きまして、交通安全施設等造るものでございます。なお、今申しました箇所につきましては、秩父警察署と協議を行いまして、秩父警察署の指導の下に安全施設を補修するものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問の工事、スポーツ公園の野球場、ライト側に防球ネットを立てる工事でございます。この工事につきましても、6月24日入札が執行されまして、株式会社斎藤組が落札をし、契約をしたところでございます。その後、請負業者との現地の立会い等の中で、ネットの支柱がスポーツ公園の構造上適切な場所ではないということが明らかになってまいりました。このため、支柱をよりスタジアム側に寄せた位置に移設をするという必要が生じました。さらに、それに伴い、地下埋設物、電気管、それから水道管の移設切り回しが必要になったために増額変更したいというものでございます。

議員ご指摘の当初の見積りの甘さがあったのではないかということにつきましては、詳細な柱の位置、それから関係各課との調整不足があったものというふうに反省をしてございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1点だけ再質問させていただきたいと思うのですが、中小企業応援給付金の関係なのですが、対象を前年なり前年度の各月と比較して、以前は50%マイナスのところに対象ということだったのですが、それを15%以上というふうに拡大したということなのですが、前年度の対象の条件というのが、たしか50%以上であったかというふうに思うのですが、前年度の対象者が給付された金額は、決算書でも出ていますけれども、2,370万円ということで、対象が237件というふうに理解するのですが、そうしますと、今回1,400万円追加した場合、トータルで2,400万円ということでありまして、この辺について、また足らなくなるということは検討しないのですか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますとおり、令和2年度の決算、これは237件でございました。今回1,400万円補正をいたしまして、10万円支給ですので、240事業所を見込んでおります。決算等の数値を参考にして240と数字をしておりますので、それらを見込んで、これで大体足りるという見込みでございます。

以上です。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番。1点だけお願いします。

4ページの農林水産業費県補助金の産地パワーアップ事業608万9,000円は、歳出のほうで10ページに、

産地パワーアップ事業費補助金ということで歳出になっていますけれども、さっきちょっと漏らしたか分からないのですけれども、これ具体的にどちらの事業所とか、どちらのところに、どういうふうに配分をする、また行き先が決まっているのですか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 11番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

10ページの産地パワーアップ事業補助金の関係ですけれども、県の補助金608万9,000円です……県の補助金を受けまして、10ページの産地パワーアップ事業補助金、これは町を経由して補助金を交付するというものですけれども、その交付先、申請者は町内の秩父観光ぶどう農園でございます。

〔「観光ぶどう農園」と言う人あり〕

○産業観光課長（新井敏文） はい。秩父観光ぶどう農園になります。

〔「1件のみ」と言う人あり〕

○産業観光課長（新井敏文） 1社でございます。これにつきましては、補助率が2分の1となります。ですから、事業費は1,217万9,560円を予定しております。その2分の1で608万9,000円です。

内容につきましては、産地パワーアップ事業、これは水田、畑作、野菜、果樹等の産地が地域の農業戦略として定めた産地パワーアップ計画、こういった計画を定めまして、これに基づき、意欲のある農業者等を高収益な作物栽培体系への転換を図るための取組に対して補助金を支援するというものでございます。実際に秩父観光ぶどう農園が実施いたしますのは、生産資機材の導入ということで、新たにブドウ棚、それから雨よけを設置いたします。さらには、農業機器の導入ということで農薬散布機、これを1台導入する費用に対する補助でございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） というのは、こういう補助金というのは、申請によって交付するのですか。ほかにもいろいろ申請があったときなんていうのは、また別に補助金もらうのですか。手続的なものは、ほかのところでも何かやりたいというところであったときは、また新たにパワーアップを県のほうへお願いするという、そういう形なのですか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

今申し上げたような対象条件に当てはまりまして、そういった計画を策定して事業を実施するというところで補助金の交付要綱等に該当すれば、申請に基づきまして町が県に申請をいたします。県の決定を受けて、町を経由して補助金を交付するという内容でございます。

以上です。

〔「分かりました。ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 1点だけ質問します。12ページの消防費のところ国神地内の防火水槽改修工事、この改修工事というのはどのような内容なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 2番、林太平議員さんのご質問にお答えいたします。

こちら町道の交差点にありまして、かさの高い、上に立ち上がっているような防火水槽でございます。

それを救急車が一度、周りに何というのですか、進入に手間取った経緯がございまして、隅切りの形を取りまして、道路と平らな面をつくりまして、円滑な通行を促すように工事を施行するものでございまして。

以上でございまして。

○議長（若林光雄議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） なぜなら、もし水漏れなんかの修理でこのぐらいでできるのだったら、うちのほうの区にも水漏れの貯水槽があるとかいろんな話も聞いているので、金額的にそういうことをやるのかなと思って一応質問しましたけれども、やっぱり貯水槽で水がたまっていないのがそっちこちらに見受けられると思うので、ぜひその辺のところも、たまたま出ているからその質問しましたけれども、その辺のところも調査してもらって、貯水槽に水の無いのが多分幾つか見られるのではないかというのも聞いていますので、その辺のところも調査してみてもらおうようによろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） ほかにございせんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） お願いになるかと思うのですけれども、3ページ、7の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金なのですけれども、先ほど課長さんの答弁の中であまり触れられなかった部分もあったのですけれども、実際は今、結構大変で、一時期、私なんかは8月上旬にぽっと行ったら、あっという間にできてしまって、何だ楽なのかと思ったら、ここへ来て、また序盤と同じような形で、幾ら電話してもつながらないような状況になっているというふうに聞きます。

それやこれや状況と、私自身が経験したところによりまして、秩父病院なんかですと1日に何百人というような形で多くの人を接種したり、また職域接種みたいなものも一部ではやっているというようなことも聞いているのですが、この辺の近隣においては、特にまた町内の施設においては、あまりこの人数というか、これは協力要請が足りないのか、それとも対応してくれないのか、その辺の状況がよく分かりません。ワクチンが足りないのかもしれないのですが、これから特に中学生以上の接種がどんどん進んでいく中で、それでも高齢、また基礎疾患を持つ方々が忘れられてしまうというか、なかなかそれについていけないという部分もあるようで、接種に乗り遅れてしまっている方々もいるようなので、それらのフォローといいますか、それと、それからできるだけ多くの施設に協力を、これは皆野町だけでなく、この秩父方式の本体のほうから要請をしていただくとありがたいかなと、職域接種等を含めてやってもらえればありがたいなということがあります。それをお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、もう一点、今の林議員から言われたことと同じことなのですが、私自身ももう何回も総務課に対して、防火水槽については一般質問もやっております。何メートル以内のますを書いてこの中にあるからいいのだというようなことも聞いていますし、また消防団に依頼して状況を調査しているのだということは答弁されているのですが、その後のことがなかなか来ていません。現実に太平議員の言われるような状況も少なからずあるとすれば、早急に対応するべきだと思いますので、その点についても全町においてお願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（若林光雄議員） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時50分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第8、議案第23号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第23号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,336万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ12億4,725万8,000円とするものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございます。款8繰越金、項1繰越金、目1繰

越金1,336万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。上段、款1総務費は、職員昇格等による補正でございます。

中段、説明欄の一般会計繰出金140万円は、令和2年度出産育児一時金の精算によるものでございます。

下段、説明欄の予備費の1,152万4,000円は、剰余金額を計上するものでございます。

5ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第9、議案第24号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第24号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に4,748万7,000円

を追加し、歳入歳出それぞれ12億3,198万7,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料96万7,000円の減額は、令和3年度本算定により保険料が決定したことによる補正でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は286万5,000円の増、普通徴収保険料は383万2,000円の減でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金32万7,000円の増額は、介護サービス給付費の増加によるものでございます。

その下、項2国庫補助金、目1調整交付金115万4,000円の減額は、普通調整交付金の交付額の確定によるものでございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）222万3,000円の増額は、地域包括支援センター職員の人件費の増額補正に伴うものでございます。

目5介護保険事業費補助金46万7,000円の追加補正は、介護報酬改定に伴うシステム改修に対するものでございます。

次に、款4支払基金交付金62万8,000円の増額と、その下の款5県支出金、項1県負担金20万5,000円の増額は、介護サービス給付費の増加によるものでございます。

4ページをお開きください。項2県補助金111万1,000円の増額は、国庫補助金と同じく、地域包括支援センター職員の人件費の増額補正に伴うものでございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金と目3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）と目4その他一般会計繰入金の補正は、それぞれ歳出科目の補正に伴うものでございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金134万7,000円の減額は、第1段階から第3段階の第1号被保険者の人数に基づき減額するものでございます。

款10繰越金は、令和2年度決算によりまして4,561万円の増額補正でございます。

5ページからが歳出でございます。まず、事項別明細書中、補正額がゼロ円の項目がございます。これらは国県支出金等の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものでございます。

では、主なものをご説明申し上げます。5ページ下段、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費と、6ページに移りまして下段、項2介護予防サービス等諸費の増額は、それぞれのサービスにおける利用者の増加によるものでございます。

7ページに移りまして最下段、款3地域支援事業費410万4,000円の増額は、地域包括支援センター職員の人件費でございます。

8ページをお開きください。下段、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金3,475万円の追加補正は、説明欄にあります国県交付金等の令和元年度の精算による返還金の計上でございます。介護給付費に係る国庫支出金返還金999万3,000円、同じく県支出金返還金652万1,000円、支払基金交付金返還金614万3,000円、一般会計返還金539万7,000円が主なものでございます。

9ページに移りまして、款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして722万5,000円を増額するものでございます。

10ページからが給与費明細書でございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第10、議案第25号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第25号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第25号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,569万6,000円とするものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございます。款4諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金2万4,000円の増額は、令和2年度以前の保険料確定による後期高齢者医療広域連合からの保険料還付に係る補正でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金3万円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。上段、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目

1 保険料還付金 2 万 4,000 円の増額は、被保険者への保険料還付に係る補正でございます。

下段、説明欄の予備費 3 万円は、剰余金額を計上するものでございます。

以上、議案第 25 号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5 番、常山知子議員。

○5 番（常山知子議員） 埼玉の後期高齢者広域連合から健康長寿歯科健診受診券というものが 75 歳以上の後期高齢者の方に送付されていますが、町もご存じだと思うのですが、1 回無料で歯科を受診できるということで、私はとてもよい企画だと思っています。というのは、やはり歯についてはなかなか痛くならないと病院に行かないし、高齢になってからこそ歯科、しっかり歯を健康にしておくということで、歯医者へ行くということが一つのきっかけになるのかなと思って、いい企画だと思うのですが、分かりましたら教えていただきたいのですが、この企画は今年度だけなのか。それから、皆野町で受診状況というのは、何人ぐらいもう受診しているか、そういう連絡は来ていないのかしら、もし分かったらいいのですが、教えていただきたいのと、町として、これ来年の何月までと期間もあるのですよね、受診する、その受診を促す広報みたいなのも出してもらったらいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 5 番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

ただいま手元に資料がございませんので、資料整次、答弁させていただきます。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 5 番、常山知子議員。

○5 番（常山知子議員） それから、広報に受診しませんかという、そういう皆さんに奨励するようなあれは、県がやればいいのだろうけれども、町としてもやったらどうですかということはどうでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 5 番、常山知子議員さんの質問にお答えします。

広報のほうには出しております。

〔「出してありますか」と言う人あり〕

○町民生活課長（若林直樹） はい。

以上でございます。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎承認第7号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（若林光雄議員） 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。国及び県から、令和3年度に係る新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の軽減措置が示されました。令和3年度の軽減を行うため、皆野町国民健康保険税条例を一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。
税務課長。

〔税務課長 太幡和也登壇〕

- 税務課長（太幡和也） 承認第7号、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

議案書の4枚目に添付をいたしました新旧対照表を御覧ください。国及び県から、令和3年度に係る新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の軽減措置が示されました。引き続き令和3年度の国民健康保険税の軽減を行うため、附則第14項で規定をしております新型コロナウイルス感染症の定義を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改めるものでございます。

改正条例本文にお戻りください。改正文下段、附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和3年4月1日から適用するとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第7号の説明とさせていただきます。

- 議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（若林光雄議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第3号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時16分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第3号の説明、質疑、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第1、同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第3号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の新井孝彦氏の任期が令和3年9月21日をもって満了となることから、引き続き新井孝彦氏を任命したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 教育長の退席を求めます。

〔教育長 新井孝彦退席〕

○議長（若林光雄議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に12番、内海勝男議員、1番、大塚鉄也議員、2番、林太平議員、以上3人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に12番、内海勝男議員、1番、大塚鉄也議員、2番、林太平議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第3号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（若林光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（若林光雄議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人に立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（若林光雄議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり、賛成票が多数であります。

したがって、同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若林光雄議員） 教育長の復席を求めます。

〔教育長 新井孝彦復席〕

○議長（若林光雄議員） 新井孝彦氏に申し上げます。ただいま投票の結果、教育委員会教育長の選任に同意いたしましたので、告知いたします。



◎教育長挨拶

○議長（若林光雄議員） ここで、新井教育長よりご挨拶をいただきます。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） 皆野町教育委員会教育長として議員の皆様のご同意をいただきまして、改めてその責任を重く受け止め、身の引き締まる思いでございます。皆野町民の皆様への負託に応えるべく努力する所存でございます。

「教育は国家百年の大計」という言葉どおり、将来を見据え、長期的な視点に立った人材の育成が大切です。そのためには、皆野町においても教育の果たす役割は極めて重要だというふうを受け止めております。また同時に、教育にはたくさんの可能性が秘められていると思っています。教育長として与えられた任期の中で、学校も、教育委員会も、町もワンチームとなって、ふるさと皆野町を愛し、未来を支える人づくりに全力を尽くしたいと思っております。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） ありがとうございます。



◎要望の審査

○議長（若林光雄議員） 追加日程第2、要望の審査を行います。

本定例会に提出された要望は、お手元にご配付いたしました要望一覧表のとおりで、1件を上程いたします。



◎要望第1号の上程、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第3、要望第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の採択についてを議題といたします。

お諮りいたします。要望第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
続いて、討論を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより要望第1号を採決いたします。
この要望は採択することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時30分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（若林光雄議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に、議長の手元に議員提出議案1件が提出されました。

内容は、先ほどの要望第1号の採択により意見書の提出を求めるもので、発議第2号を提出いたしたいというものであります。

この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第4、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第2号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（若林光雄議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、大澤径子議員。

〔10番 大澤径子議員登壇〕

○10番（大澤径子議員） 10番、大澤径子でございます。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、内容の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、町民の皆様への生活への不安が続いている中、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。今後も住民の皆様へ寄り添い、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくために、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を国に求める意見書を昨年同様に提出させていただきたいと思っております。皆様のご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（若林光雄議員） ここで、先ほど町民生活課長から答弁の準備ができたようでございます。町民生活課長、お願いします。

町民生活課長。

- 町民生活課長（若林直樹） 5番、常山議員さんからご質問のありました健康長寿歯科健診の関係でございます。答弁が遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。

歯科健診の対象年齢ですが、75歳と80歳の方を対象に行っております。75歳の方ですが、対象者は131名、そのうち受診された方は8名です。80歳の方ですが、対象者は107名で、実際に受診をされた方は7名です。合計しますと、対象者238人で、実際に受診をされた方は15名ということでございます。

なお、広報の掲載ですが、6月号広報に掲載しております。

以上でございます。



◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

- 議長（若林光雄議員） 追加日程第5、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

産業建設常任委員長、3番、小杉修一議員。

〔産業建設常任委員長 小杉修一議員登壇〕

- 産業建設常任委員長（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。去る7月2日、担当課長さんたちにご同行いただき、建設課、産業観光課、教育委員会の所管する工事、事業実施箇所の主な14か所の現場を視察いたしました。

日野沢川ふれあい広場、マレットゴルフ場の整備工事、道路改良工事、狭隘道路の拡幅工事、山村生活安全対策工事、地滑り地での道路改良工事等の完成を確認いたしました。下三沢地区の山村生活安全対策工事は、町として初めて行った工法での治水工事が立派に施行されていまして。雨の中、集められた水が、新設された水路に勢いよく流れておりました。その他それぞれの事業等は計画のとおり完成し、狭隘道路の解消、地滑り地域での道路改良工事、安全性を第一にコスト面を考慮した工法、新たな工法、資材の採用などを図っていることを確認することができました。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（若林光雄議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第6、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第8、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（若林光雄議員） 追加日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

- 議長（若林光雄議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。
会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

- 議長（若林光雄議員） お諮りいたします。
本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

- 議長（若林光雄議員） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回皆野町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 若 林 光 雄

署 名 議 員 大 澤 金 作

署 名 議 員 新 井 達 男